平成27年第1回平群町議会 定例会会議録(第1号)

招集年月日	平成27年3月4日	
招集の場所	平群町議会議場	
開会(開議)	3月4日午前9時10分宣告(第	1 日)
70 A ()0 PD)	1番 井 戸 太 郎 2 7	
	3番奥田幸男 4	
	5番 植 田 いずみ 6 f	
出席議員	7番 髙 幣 幸 生 8 8	番 窪 和 子
	9番 山 田 仁 樹 10	番 下 中 一 郎
	11番 繁 田 智 子 12	
	なし	
	町 長	
		山中淳史
	教 育 長	森井惠治
	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章
	理事(政策推進課長)	大 浦 孝 夫
# 士白 沿	理事 (総務防災課長)	今 村 雅 勇
地方自治法第121条 第1項の規定により	理事(都市建設課長)	植田充彦
説明のため出席	理事(教育委員会総務課長)	西本勉
した者の職氏名	税務課長	経 堂 裕 士
した省の概式名	住民生活課長	城 光 良
		上 田 武 司
		塚本敏孝
		寺 口 嘉 彦
	上下水道課長	島 野 千 洋
	住民生活課参事	北樋口 政 弘
本会議に職務の	議会事務局長	西脇洋貴
ため出席した者	主幹	田中裕美
の職氏名	主任	竹村惠
	報告第 1号 議会の委任による真	専決処分の報告について
	(和解及び損害賠償	賞の額の決定について)
町長提出議案	議案第 1号 平群町指定介護予	防支援等の事業の人員及び
の題目	運営並びに指定介記	護予防支援等に係る介護予
	防のための効果的な	な支援の方法に関する基準
	を定める条例の制力	定について

議案第 2号 平群町立平群幼稚園設置条例を廃止する条例について 議案第 3号 平群町立幼稚園保育料、入園料徴収条例を廃止する条例について 議業第 4号 平群町立外でのを廃止する条例について 議業第 5号 平群町行政手続条例の一部を改正する条例について 議業第 7号 平群町職員定数条例の一部を改正する条例について 議業第 8号 平群町職員のの一部を改正する条例について 議業第 9号 特別職の職員で非常動のものの報酬、費用介いて でいて 議業第 9号 特別職の職員で非常動のものの報酬、費用介いて でいて 議業第 10号 平群町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について 関する条例について 議業第11号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に 関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について 議業第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議業第14号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例について 議業第15号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例について 議業第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条例について 議業第16号 平群町立学校の学校医、学校歯科医及び学校
議案第 3号 平群町立幼稚園保育料、入園料徴収条例を廃止する条例について 議案第 4号 平群町面保育所条例を廃止する条例について 議案第 5号 平群町個人情報保護条例の一部を改正する条例に ついて 議案第 7号 平群町職員定数条例の一部を改正する条例に ついて 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 9号 特別職を調等審議会条例の一部を改正する条例について 議案第 10号 平群町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について 議案第12号 教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第12号 教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 議案第14号 平群町立学校給食をレンターの管理に関する条例について 議案第14号 平群町立学校給食センターの管理に関する条例の一部を改正する条例について
正する条例について 議案第 4号 平群町立保育所条例を廃止する条例について 議案第 5号 平群町個人情報保護条例の一部を改正する条例について 議案第 6号 平群町職員定数条例の一部を改正する条例について 議案第 7号 平群町職員企数条例の一部を改正する条例について 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 1 1 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例について 議案第 1 2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 1 3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 1 3号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 議案第 1 4号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例について 議案第 1 4号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例について
議案第 4号 平群町立保育所条例を廃止する条例について 議案第 5号 平群町個人情報保護条例の一部を改正する条例について 議案第 7号 平群町職員定数条例の一部を改正する条例について 議案第 8号 平群町職員倫理条例の一部を改正する条例について 議案第 9号 特別職の職員で非常動のものの報酬、費用弁 値に関する条例の一部を改正する条例について で 平群町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について 議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例について 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 議案第14号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例について 議案第14号 平群町立学校給食センターの管理に関する条例について
議案第 5号 平群町個人情報保護条例の一部を改正する条例について 議案第 6号 平群町行政手続条例の一部を改正する条例について 議案第 7号 平群町職員定数条例の一部を改正する条例について 議案第 8号 平群町職員倫理条例の一部を改正する条例について 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁 値に関する条例の一部を改正する条例について で 平群町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について 議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 議案第14号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例について 議案第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条例の一部を改正する条例について
例について 議案第 6号 平群町行政手続条例の一部を改正する条例に ついて 議案第 7号 平群町職員定数条例の一部を改正する条例に ついて 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例について でも、 でも、 では関する条例の一部を改正する条例について でも、 でも、 では関する条例の一部を改正する条例について でも、 でも、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では
議案第 6号 平群町行政手続条例の一部を改正する条例について 議案第 7号 平群町職員定数条例の一部を改正する条例について 議案第 8号 平群町職員倫理条例の一部を改正する条例について 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 議案第10号 平群町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について 議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第14号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 議案第14号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例について 議案第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条例の一部を改正する条例について
ついて 議案第 7号 平群町職員定数条例の一部を改正する条例について 議案第 8号 平群町職員倫理条例の一部を改正する条例について 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について び
議案第 7号 平群町職員定数条例の一部を改正する条例について 議案第 8号 平群町職員倫理条例の一部を改正する条例について 護案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例について 護案第10号 平群町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について 議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 議案第14号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例について 議案第15号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例について
ついて 議案第 8号 平群町職員倫理条例の一部を改正する条例について 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例について 護案第10号 平群町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について 議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 議案第14号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例について 議案第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 8号 平群町職員倫理条例の一部を改正する条例について 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例について で
ついて 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 職案第10号 平群町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について 議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 議案第14号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例について 議案第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁 (信関する条例の一部を改正する条例について 護案第11号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に 関する条例の一部を改正する条例について 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例について 議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例について 議案第14号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例 について 議案第15号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例 について 議案第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条 例の一部を改正する条例について
世長提出議案 護案第10号 平群町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について 護案第11号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について 護案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 護案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 護案第14号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例について 護案第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条例について
世 長 提 出 議 案
町長提出議案 の 題 目
の 題 目 する条例について 議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に 関する条例の一部を改正する条例について 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 議案第14号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例 について 議案第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 議案第14号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例について 議案第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条例の一部を改正する条例について
関する条例の一部を改正する条例について 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例について 議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例について 議案第14号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例 について 議案第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条 例の一部を改正する条例について
議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 議案第14号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例について 議案第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条例の一部を改正する条例について
正する条例について 議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例について 議案第14号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例 について 議案第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条 例の一部を改正する条例について
議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について 議案第14号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例 について 議案第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条 例の一部を改正する条例について
正する条例について 議案第14号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例 について 議案第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条 例の一部を改正する条例について
議案第14号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例 について 議案第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条 例の一部を改正する条例について
について 議案第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条 例の一部を改正する条例について
議案第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条 例の一部を改正する条例について
例の一部を改正する条例について
議案第16号 平群町立学校の学校医、学校歯科医及び学校
薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を
改正する条例について
議案第17号 平群町一時預かり事業の実施に関する条例の
一部を改正する条例について
議案第18号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例に
ついて

	議案第19号	平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、
		設備及び運営に関する基準を定める条例の一
		部を改正する条例について
	議案第20号	平群町指定地域密着型介護予防サービスの事
		業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着
		型介護予防サービスに係る介護予防のための
		効果的な支援の方法に関する基準を定める条
		例の一部を改正する条例について
	議案第21号	平成26年度平群町一般会計補正予算(第6
		号)について
	議案第22号	平成26年度平群町水道事業会計補正予算
		(第1号) について
	議案第23号	平成26年度平群町下水道事業特別会計補正
		予算 (第2号) について
	議案第24号	平成26年度平群町介護保険特別会計補正予
		算(第3号)について
町長提出議案	議案第25号	平成26年度平群町後期高齢者医療特別会計
の 題 目		補正予算(第1号)について
	議案第26号	平群町ふれあい交流センターの指定管理者の
		指定について
	同意第 1号	副町長の選任に同意を求めることについて
	同意第 2号	固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を
		求めることについて
	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求
		めることについて
	議案第27号	平成27年度平群町一般会計予算について
	議案第28号	平成 2 7 年度平群町住宅新築資金等貸付事業
		特別会計予算について
	議案第29号	平成27年度平群町国民健康保険特別会計予
		算について
	議案第30号	平成27年度平群町水道事業会計予算につい
		て
	議案第31号	平成27年度平群町下水道事業特別会計予算
		について
	議案第32号	平成27年度平群町農業集落排水事業特別会

計予算について 議案第33号 平成27年度平群町学校給食費特別会計予	
議案第33号 平成27年度平群町学校給食費特別会計予	
	算
について	
町長提出議案 議案第34号 平成27年度平群町介護保険特別会計予算	にに
の 題 目 ついて	
議案第35号 平成27年度平群町奨学資金貸付事業特別	会
計予算について	
議案第36号 平成27年度平群町後期高齢者医療特別会	計
予算について	
議員提出議案 発議第 1号 平群町議会委員会条例の一部を改正する条	例
の 題 目 について	
請願第 1号 町内すべての小中学校の普通教室にエアコ	ン
請	る
教育環境の整備を求める請願書	
議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	
会議録署名議員 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
の 氏 名 8番窪 和子 9番山田仁樹	

平成 2 7 年 第 1 回 (3 月) 平群町議会定例会議事日程(第 1 号)

平成27年3月4日(水) 午前9時開議

日程第1			会議録署名議員の指名について
日程第2			会期の決定について
日程第3			諸般の報告
日程第4	報告第	1号	議会の委任による専決処分の報告について
			(和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第5	議案第	1号	平群町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営
			並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため
			の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
			の制定について
日程第6	議案第	2号	平群町立平群幼稚園設置条例を廃止する条例につ
			いて
日程第7	議案第	3号	平群町立幼稚園保育料、入園料徴収条例を廃止す
			る条例について
日程第8	議案第	4号	平群町立保育所条例を廃止する条例について
日程第9	議案第	5号	平群町個人情報保護条例の一部を改正する条例に
			ついて
日程第10	議案第	6号	平群町行政手続条例の一部を改正する条例につい
			て
日程第11	議案第	7号	平群町職員定数条例の一部を改正する条例につい
			て
日程第12	議案第	8号	平群町職員倫理条例の一部を改正する条例につい
			T
日程第13	議案第	9号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に
			関する条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第1	0号	平群町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する
			条例について
日程第15	議案第1	1号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関す
			る条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第1	2号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
			る条例について
日程第17	議案第1	3号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す
			る条例について

日程第18	議案第14号	平群町立学校設置条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第15号	平群町立学校給食センターの管理に関する条例の 一部を改正する条例について
日程第20	議案第16号	平群町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤 師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する 条例について
日程第21	議案第17号	平群町一時預かり事業の実施に関する条例の一部 を改正する条例について
日程第22	議案第18号	平群町介護保険条例の一部を改正する条例につい て
日程第23	議案第19号	平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第20号	平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の 人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予 防サービスに係る介護予防のための効果的な支援 の方法に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例について
日程第25	議案第21号	平成26年度平群町一般会計補正予算(第6号) について
日程第26	議案第22号	平成26年度平群町水道事業会計補正予算(第1号) について
日程第27	議案第23号	平成26年度平群町下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について
日程第28	議案第24号	平成26年度平群町介護保険特別会計補正予算(第3号) について
日程第29	議案第25号	平成26年度平群町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)について
日程第30	議案第26号	平群町ふれあい交流センターの指定管理者の指定 について
日程第31	同意第 1号	副町長の選任に同意を求めることについて
日程第32	同意第 2号	固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
日程第33	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める ことについて
日程第34	請願第 1号	町内すべての小中学校の普通教室にエアコン設置 と、トイレの改修を行い安心して学べる教育環境 の整備を求める請願書

日程第35	発議第 1号	平群町議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第36	議案第27号	平成27年度平群町一般会計予算について
日程第37	議案第28号	平成27年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別
		会計予算について
日程第38	議案第29号	平成27年度平群町国民健康保険特別会計予算に
		ついて
日程第39	議案第30号	平成27年度平群町水道事業会計予算について
日程第40	議案第31号	平成27年度平群町下水道事業特別会計予算につ
		いて
日程第41	議案第32号	平成27年度平群町農業集落排水事業特別会計予
		算について
日程第42	議案第33号	平成27年度平群町学校給食費特別会計予算につ
		いて
日程第43	議案第34号	平成27年度平群町介護保険特別会計予算につい
		て
日程第44	議案第35号	平成27年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予
		算について
日程第45	議案第36号	平成27年度平群町後期高齢者医療特別会計予算
		について

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成27年平群町議会第1回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして、挨拶をお願いします。町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。平成27年も3月に入りまして、三寒四温と言われるとおり、少しずつではありますが、寒さも緩みまして、平群の山々の木々も色づき始めております。春の訪れを感じる季節となってまいりました。

本日は、平成27年第1回平群町議会定例会の開催をお願いいたしましたと ころ、議員各位におかれましては、公私大変お忙しい中、御出席いただきまし て、まことにありがとうございます。

さて、私は去る1月25日に行われました平群町長選挙におきまして、町民の皆様の負託を受け、3期目の町政を担わせていただくことになりました。これまでの2期8年を振り返りますれば、大変厳しい財政状況の中、町民の皆様を初め、議員各位の御理解と御協力により財政再建を柱とした行財政改革を進め、小学校再編や、ゆめさとこども園建設、子ども医療費の無料化など、子育て・教育環境の整備や平群駅前周辺整備事業の推進、バイパス沿道の活性化など、元気なまちづくりの施策に取り組んでまいりました。

しかし、この8年間で社会情勢もまた大きく変わってきております。その一つが高齢化であります。

平成19年1月末の高齢化率は23%でありました。8年後の、本年1月末では34.2%と、高齢化は10%以上大きく進展しております。二十歳から64歳までの労働人口は2割減となっております。

町税収入の減におきましては、19年度比、25年度で約2億円の減です。 扶助費においては、2億7,900万円の増となっております。加えて、土地 開発公社解散に伴う第三セクター改革推進債の約1億円の償還が28年度から 始まるなど、町財政は再び大変厳しい状況に直面しております。

今回、私に与えられました4年間は、平群町の将来像である緑豊かで心豊かな子どもの歓声が聞こえる町の実現に向けまして、昨年策定いたしました行財政改革大綱に基づき、行政サービスのあり方も含めて、いま一度、大きな改革に着手することから始まると決意を新たにしているところであります。

私を先頭に、職員一同、一丸となって取り組んでまいる所存であります。

今後とも、町民の皆様の御理解、御協力、また議員各位の御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げる次第であります。

さて、改めまして、12月定例会から3カ月近くが経過いたしまして、この間の町政にかかわる主な出来事や取り組み、またイベント・行事について御報告させていただきます。

1月8日より資源のリサイクルをさらに進める取り組みといたしまして、使用済み小型家電の回収を実施すべく、町内9カ所の施設に回収ボックスを設置し、住民の皆様への周知を行っているところでございます。

1月12日には、成人式を挙行いたしました。式典では、多くの来賓の方に 御臨席を賜り、お祝いや励ましの言葉が寄せられ、190名の新成人の皆さん が輝かしい門出を迎えられました。未来に向かって、明るく輝く新成人の皆様 の御活躍を祈念申し上げる次第であります。

1月13日には、地域の消防活動として、生駒南支部の連合出初め式が挙行されました。新しい年を迎え、消防団員の消防精神に燃える雄姿が披露されました。

1月17日には、住民の皆様と行政との協働による安全・安心のまちづくりと地域のきずなを深めるための取り組みといたしまして、ことしで12回目を迎える竹あかりの集いが開催され、多くの住民の皆様が参加されました。今年度は防災研修会として、避難所運営を想定した避難所運営ゲームHUGが実施され、大変好評でありました。

また、2月21日には、今日各地で多発しているゲリラ豪雨や竜巻などの気象災害から自分の身を守る防災をテーマに、関西のお天気キャスターとしておなじみの正木明氏を講師としてお招きした公開講演会が町自治連合会主催で開催されました。

2月21日、22日には、信貴山寅まつりが開催されました。当日は、天候にも恵まれ、県内外から多数の観光客がお越しになり、会場では、平群町を初め生駒郡3町と王寺町がブースを出店し、それぞれ地域の特産品の販売、地元PRを行いました。

21日には、まつりの一環として、信貴山城址保全研究会主催により、戦国 武将・松永久秀を中心に据えた「霊峰信貴山と戦国の夢街道~信貴山を目指し た宗教者と武将~」と題した特別講演会が開催されました。

平成26年度も余すところ1カ月足らずとなりましたが、現在取り組んでいる事業について、残された時間でしっかりと区切りをつけ、来る平成27年度から新たなスタートが切れるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人事のことでございますが、この3月末をもちまして、山中副町長並

びに森井教育長が退任されることとなりました。両名におかれては、平群町の発展のために多大なる御尽力をいただいたところでございます。また、議員の皆様からは、長きにわたり温かい御指導、御鞭撻、御厚情を賜りましたところでございます。心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本定例会におきまして上程させていただきました案件は、条例の制定・廃止・改正案件が20件、平成26年度一般会計並びに特別会計の補正予算案件が5件、指定管理者の指定案件が1件、人事案件が3件、平成27年度一般会計・特別会計予算案件が10件で、合計39件の審議をお願いしております。いずれにおきましても慎重に御審議賜り、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

ありがとうございました。

本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。 本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により8番、窪 君、9番、山田君を指名いたします。本定例会会期中、よろしくお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から3月23日までの20日間にしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの20日間と 決定いたしました。 会期の内容の報告を求めます。局長。

〇局 長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

3月 4日(水) 本会議(初日)

午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日午後 5 時までとなって おりますので、よろしくお願いいたします。

3月 5日(木) 本会議(新年度予算総括審議)

午前9時より

3月 6日(金) あいてございます。

3月 7日(土) 休会でございます。

3月 8日(日) 休会でございます。

3月 9日(月) 予算審査特別委員会(一般会計) 午前9時より

3月10日(火) 予算審査特別委員会(各特別会計・水道事業会計)

午前9時より

3月11日(水) 文教厚生委員会 午前10時より

3月12日(木) 総務建設委員会 午前10時より

3月13日(金) あいてございます。

3月14日(土) 休会でございます。

3月15日(日) 休会でございます。

3月16日(月) 本会議(一般質問) 午前9時より

3月17日(火) 本会議(一般質問) 午後1時より

3月18日(水) 本会議(一般質問) 午後1時より

3月19日(木) あいてございます。

3月20日(金) あいてございます。

3月21日(土・祝) 休会でございます。

3月22日(日) 休会でございます。

3月23日(月) 本会議(最終日) 午後2時からでご

ざいます。

以上でございます。

○議 長

日程第3 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長(山田仁樹)

去る2月18日午前10時より議会運営委員会を開催いたしました。

案件につきましては、本日から開会をいたします平成27年平群町議会第1 回定例会の会期、日程、議案の内容及び予算審査特別委員会の委員の選任につ いて協議を行い、内定をいたしました。

以上です。

○議長

文教厚生委員会の報告を求めます。山口君。

○文教厚生委員長(山口昌亮)

去る2月23日月曜日2時半から文教厚生委員会を開催いたしました。

案件については、3点です。1点目は、新教育委員会制度について、教育委員会から説明を受けました。

2点目、3点目については、福祉課より平群町第6期介護事業計画・高齢者 福祉計画策定委員会報告介護保険料(案)について、これについては、その日 に開かれた介護保険の策定委員会の答申について担当課より報告を受けていま す。

3点目は、平群町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める 条例(案)について、これについても担当の福祉課のほうから説明を受けました。

以上です。

○議長

次に、公共交通対策特別委員会の報告を求めます。公共交通対策特別委員長。 〇公共交通対策特別委員長(植田いずみ)

去る2月24日火曜日午前10時より平成26年度の第2回平群町地域公共 交通会議提出資料について報告を受けました。

以上です。

○議長

次に、町より報告事項があります。予備費の充用について報告を求めます。 副町長。

○副町長

それでは、私のほうから、平成26年度の予備費充用につきまして報告させていただきます。全体で5件ございます。

まず、平成27年1月15日付で、道の駅への下水道接続改修工事を県より 受託するため、農林水産業費、農林業振興費、し尿処理委託料に260万円を、 同じく整備工事費に440万円を充用させていただきました。

続きまして、1月23日付で南保育園の老朽化調査のため、民生費、児童福祉総務費、調査委託料に49万7,000円を、また、2月10日付で平群中学校のガス漏れ緊急修繕工事のため、教育費、中学校費、学校管理費、維持補

修費に145万1,000円を、最後に、平群北公園テニスコートの照明機器 修繕のため、教育費、保健体育総務費、修繕料に15万6,000円を、以上 5件、合計しまして910万4,000円を予備費から充用させていただきま した。

以上で報告とさせていただきます。

○議長

以上で諸般の報告は終わります。

日程第4 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)

の報告を求めます。福祉課長。

○福祉課長

報告第1号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、 次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年3月4日報告 平群町長 岩 崎 万 勉

めくっていただきまして、専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された 町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

> 平成 2 6 年 1 2 月 1 8 日 平群町長 岩 﨑 万 勉

和解及び損害賠償の額の決定について

平成26年10月27日午前11時30分ごろ、平群町椿井1245番地先の坂道において、本町の公用車が方向転換をしようとしたところ、個人ガレージに衝突し、シャッター及び庫内の車バンパーに傷をつけた物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

損害賠償の額 24万1,670円
 以上、報告をさせていただきます。

○議長

日程第5 議案第1号 平群町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並 びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効 果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定 について を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第1号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定 いたしました。

日程第6 議案第2号 平群町立平群幼稚園設置条例を廃止する条例につい て

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第2号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号 平群町立平群幼稚園設置条例を 廃止する条例については原案どおり可決されました。

日程第7 議案第3号 平群町立幼稚園保育料、入園料徴収条例を廃止する 条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第3号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第3号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号 平群町立幼稚園保育料、入園料 徴収条例を廃止する条例については原案どおり可決されました。

日程第8 議案第4号 平群町立保育所条例を廃止する条例について を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第4号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第4号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第4号 平群町立保育所条例を廃止する 条例については原案どおり可決されました。

日程第 9 議案第 5 号 平群町個人情報保護条例の一部を改正する条例につ いて

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課参事。

○住民生活課参事

議案第5号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 6 番

国の法律、マイナンバー制度が導入されたということで、それに伴う条例改 正だということなんですけれども、何点か質問させていただきます。

まず一つは、この法律で、国民一人一人、全ての国民が年金、それから社会保障給付、納税、これらが個人番号をですね、それぞれ一人ずつ、一つの番号をつけるということで、それで管理するということなんですが、今後のスケジュールはどうなってるんですか。

○議長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

失礼します。山口議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、平成27年度といたしましては、今現在、4月までに今回、個人番号のシステムにつきまして、住民記録のほうの既存住基システム等の改修の作業に当たっております。そして、10月ですね、平成27年10月に各世帯ごとに、平群町の住民様に、皆さんに世帯ごとでございますが、個人番号のカードのほうを送付させていただきます。これは、J-LISと申し上げまして、国の附属機関のほうから委託して、簡易書留、またはそれに同等するシステムで送らせていただきます。

そして、1月から個人番号の利用カードの交付が始まります。これにつきましては、本人さんが請求をしていただいて初めてできる作業でございます。ですから、今の住民基本台帳のカードと同じ施策を当面は取り扱います。

これにつきましての費用につきましては、今、現段階では国のほうは1回目のつくる部分に関しましては費用は要らないというふうに報告を受けております。

続きまして、平成28年度から12月につきまして、情報提供のネットワークの連携テストということで、国のほうのテストが行われます、国との連携につきまして。そして、28年度、つまり平成29年1月から情報紹介、情報開始、国のほうが今回改正させていただきますシステムの情報を国のほうに情報を吸い上げて、それを提供開始が始まります。

そして、平成29年度の7月から情報紹介、情報開始ということで、地方公

共団体ですね、各市町村がこのマイナンバーを使いまして、各情報につきましているいろな情報を取得するという方法になります。

雑駁ではございますが、当面の日程は以上でございます。

○議長

山口君。

○6 番

今ので大体わかるんですが、とりあえず国のほうが言ってるのは、当面は税と社会保障ですね、社会保障ですから年金も含まれますが、それをすると。その後、3年をめどに、始まってから3年後をめどに広げていくという方向だということは聞いてるんですけども、この利用範囲、とりあえず今言った3点、もうちょっと具体的に言えば、とりあえずどのように利用できるのか、その説明していただけますか、とりあえずでいいです。拡大する前の、とりあえず今の説明ですと、2017年1月からやりとりをするという話でしたから、その時点では、どういうものをやりとりの対象になっているのかというのは、ちょっとそこを説明していただけますか。

○議長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

基本的には、税務のほうの、国のほうのシステムの関係ですね、国のほうの 税金関係とかの形をしに行くと。そして、住民記録とか、今の現段階の住民基 本台帳の記録等の形を見に行くというふうに聞いております。

具体的には、細かい部分までは、情報的にはまだ流れてきてないと。国の、 上の機関のシステムの部分に関して取り上げるという形では聞いております。

○議長

山口君。

○6 番

当面、社会保障、税、災害ということになってるようですけれども、ちょっと危惧するのは、基本的には今、住基カードだって、全国的にはどうか知りませんが、平群町の中ではそんなに普及してるというふうには思ってないんです。それを今度は、さらに将来的には1人の人間の生まれてから死ぬまでの全ての情報をこのチップに入れて管理するというようなことに多分なっていくんだろうというふうに思うんですけれどもね。そのことは別にして、このことで、個人情報、これは保護法で決めるわけやけども、要するに、そういうことが全部、一つの番号さえ知れば、全部開示できるというようなことにもなりかねないようなことでは、個人情報やプライバシーの保護が担保されるかどうかというの

は、国会でも相当議論になったみたいですけれども、思うんですね。

その点、これはここで言っても仕方ないんですけども、国会の議論では、アメリカや韓国が実際にやってる中で、いろんな問題が起こって、なりすまし犯罪なども起こってるというような話も出てますんで、その辺については非常に危惧を持っていると。質問はそのことじゃないんですけれども、これで、あと予算書、補正予算、それから新年度予算にも多分出てくるんだというふうに思うんですが、この構築に必要な経費というのは、どうなってるのか、財源も含めて説明していただけますか。これは、ことしから、この4月までに、今の説明だったら4月までにシステムを改修すると。ほんで、10月に番号を個人に通知すると。来年の12月に試験をして、その次の年の、1カ月後の1月から稼働するということなんで、それまで町としては、もちろん国からほとんど全額来るというふうには思うんですが、その辺の財源も含めて、どうなってるのか、必要経費について説明していただけますか。

○議長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

ちょっと、先ほど説明させてもらった部分で、ちょっと補足といいますか、 抜けてた分がございます。

平成26年度の予算につきまして、改修をしておりますが、その分が全てではございません。今年度の平成27年度の予算で国のほうのシステムというか、それを確認をするためのものは、今回、新年度で起こると思います。

26年度の部分につきましては、そういう形で改修工事、平成27年の10 月に送る作業を第1点に上げてやる予定でございます。

そして、経費でございますが、基本的には国のほうから住民基本台帳のシステムの既存住基の部分に関しましては、今のところ、ほとんど国庫補助で賄っていただくということは出ております。しかし、現実に市町村が今後、自分とこで見る作業に関しましては、基本的にはその補助を現場としては要求はしておりますが、その部分に関しては、当面、ちょっと審議するいうか、考えるということで、余りいい返事はいただいていないことは事実です。

しかし、今回、マイナンバーをつなぐことに関しての経費に関しましては、 既存住基に関しましては、基本的にはほとんどの額を持っていただけるという ふうに聞いております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○ 6 番

全額というか、全額と言いながら、それぞれの自治体の持ち出しというのは出てくるんですけども、これはもう26年度、今年度予算からもう出てるんですよね、その準備段階として予算組まれてるんです。どういうふうに執行されたか、まだわかりませんけれども、もう既にその準備で26年度の新年度予算から組まれていってると。今度の補正にあったのかどうか、ちょっと今覚えてませんが、新年度で当然出てくる。ただ、国のほうの説明の文書を見てると、一部交付税措置をとるというふうなことも、交付税措置をとるということは、当然、最初のシステム構築の全てを補助金で出すんじゃなくて、まあまあ、半分か、4分の3かわかりませんが、残った分の全額か何がしかを交付税措置するというふうに聞いてるというか、何かで見たような気がするんですが、その点はどうなってますか。

○議 長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

失礼いたします。税務、福祉部門に関しては、基本的には交付税措置という 形は聞いております。そして、番号制度のほうの、当初、本人さんに送らせて もらう手数料に関しましても、当初は交付税という通知がございましたが、年 末、選挙とかございましたけど、年末、年明けに、新たに交付税措置ではなく て、補助金という形で27年度の予算をつけていただくという形になったこと を確認しております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○6 番

もう1回聞きますけどね、これで間違いなくプライバシー侵害、個人情報保護を守れるというふうに思っているのかどうか、当局としてね。いや、ここで何ぼ審議したって、国で法律変わったことですから、当然、条例をつくるということにならざるを得ないんだけども、相当マイナスイメージというか、危惧する点が多々あって、ここでそんなことを議論したってあんまり意味がないんで言わないですけれども、当局としては、その辺どう思いますか。これ絶対間違いなく、平群町の場合はこの条例で、このマイナンバーを稼働させていったときに、そういう個人情報に抵触するようなことが起こらないという自信はありますか。けったいな聞き方で申しわけないけど。

○議 長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

失礼いたします。貴重な御意見ありがとうございます。町といたしまして、 行政といたしましては、基本的にはこの12桁の部分の番号に関しましては、 基本的にはなかなか見れない状況をつくっております。そして、今回、本人様 のですね、国のほうで、これは平成29年以降になりますけど、マイポータル という形で、本人様が自分の状況をどのように見たかというシステムが構築さ れます。それに基づきまして、本人さんが基本的に、誰がどういうものを見た かということを見れる措置をするというふうに聞いております。

そして、個人情報の部分に関しまして、番号の通知に関しましては、今回の 条例には提案させていただいておりませんが、平成27年6月もしくは9月に、 今後町として、マイナンバー以外の部分で、町の中で情報を見に行く上におい て、その部分を見に行く、どれを見に行くかということを条例で、個人情報の 保護法の部分の関係で追加としていたしまして、それを今現在各原課さんの担 当者と審議をいたしまして、それを提案させていただく予定でございます。そ ういう形でさせていただきます。

そして、山口議員さんおっしゃっていただいた、そういう懸念はないかということで、システム的、そして行政的には問題はございません。ただ、昨今、人的な、そういう悪意を持った形でされる方もいらっしゃいます。そういうことで起こることに関しましては、行政としてはできるだけそういう部分は罰則も含めてしていきたいとは思いますが、その部分での状況が起こったときには、ちょっとそれは行政としてはちょっとしんどい部分はございます。

しかし、今回のこのシステムに関しましては、私は国そして今まで取り組んできた部分といたしましては、十分保護を守れると信じております。

以上でございます。

○議 長

窪君。

○8 番

国のマイナンバー制度の導入での、この議案の提出でありますけれども、まず、もちろん個人情報の保護はもうしっかりと遵守しなければならないと思います。今、参事が述べられたとおりであると思いますが、また、反面、メリット、住民にとって、平群の住民にとって、国民はもちろんですけれども、どのようなメリット、また行政のメリット等を再確認をさせていただきたいと思います。

そして、このマイナンバー制度、突然平群町から申請の書類とかが各個人に

行かれるとおっしゃいましたが、やはりそういう書類が来ても、なかなか何の ことかわからないという部分がありますので、しっかりと町として、どのよう に皆さんに周知していくか、その取り組みについて教えていただきたいと思い ます。

○議長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

失礼いたします。まず、窪議員さんの御質問にお答えいたします。

1点目のメリットということで、まず社会保障ということで、まず、年金の 資格取得や確認、給付という部分に関しまして、社会保険事務所とその部分は 連携して、つないで見れるようになると思います。

そして、雇用保険の資格取得や確認、給付、ハローワークとの事務ですね、 その関係もつなげるようになります。そして、医療保険の保険料の徴収の部分 に関しても、今現段階ではつなげるというふうに確認しております。そして、 福祉分野の給付、生活保護の部分に関しましても、そういう部分に関しても、 基本的に住民票とかですね、そういうものが今までは住民さんが住民票をとっ ていただいたり、そういうことをしていただいていた部分が、各原課の者がそ れを見て処理をさせていただくという形になっていくと思います。

そして、税務部分に関しましては、税務当局に提出する確定申告書等も、今現在、個人番号と違いますけど、住民基本台帳のカードに付随しておりますが、公的個人認証というものがついております。それで、直接税務署のほうに、国税局のほうに申告していただく方法もございます。その形を、そういう部分でのメリットいう部分も出てくると思います。そして、届け書、調書などの記載に関しましても、それに関しましても住民記録を見て、こちらのほうで処理していくという形になっていくと思います。

そして、税務当局の内部事務ということで、税務の、そういう所得の関係も マイナンバーの状況で国へ送るという形にできる形だと思います。

そして次に、災害対策に関しましては、災害者の生活再建支援金の支給とか、 そういう部分とか、被災者台帳の作成事務とかに関しまして、これは被災者援 護システムの関係と付随するかもわかりませんけど、それとは別に、マイナン バーもその形で構築すると確認しております。

そして、窪議員さんもう1点おっしゃっていただきました啓発の部分でございますが、それにつきましては、今後、もう少し落ちついてから、7月、8月、もう少し差し迫ってから皆さんに送らせていただこうと思ってます。あんまり早く送らせてもらって、かえって混乱を招いたらいけません。そして、今回、

このマイナンバーに関しまして、この条例に関しまして出させていただくのは、 今の時期が少し早いのかなという部分も懸念しました。しかし、法律を守る、 町長さんの基本方針もございます。そういう部分で、マイナンバーというもの が4月から稼働する上において、この条例を先に提案させていただいて、条例 に基づいて、国の法律に基づいてちゃんと動くという形を示したいということ で、今回、この条例を提案させていただきましたので、その辺をよろしく御理 解お願いしたいと申し上げます。

以上でございます。

○議長

窪君。

○8 番

新しい制度の導入ですので、本当に大変いろいろなことも出てくると思いますけれども、しっかりと住民にわかりやすい形で取り組みをよろしくお願いしておきたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

山口君。

○6 番

この条例改正案については、反対をいたします。

個人番号カード、マイナンバー制度の導入、これは個人情報を安易に、容易に照合できる仕組みになるんですね。プライバシー情報が容易に集積されると、そしてそれをいろんな事件、この間も起こってますけれども、情報は今、高く売れるんですね。そういう危惧が非常にある。そのことは、先ほども言いましたけれども、プライバシー侵害の常態化、それから社会保障番号制度、今さっき説明あったことから言うと、徴税の強化や、社会保障給付削減の手段、そういうことが一段と、国や行政にとってはやりやすくなるという、そういう問題がある。

それから、国会の審議でも、先ほども言いましたように、アメリカなどで同様の制度、社会保障番号制度というのがあるわけですけれども、その中で、な

りすましによる被害が多発していることが米国内でも問題になっていると。いずれにしても、個人のプライバシーが無関係の第三者によって集積され、情報が売買される。不正利用にもなるような社会をつくりかねない。そういう危惧があることから、憲法が保障する基本的人権の侵害にも直結しかねない重大な問題があるということを指摘して、本条例の改正案には反対いたします。

以上です。

○議長

窪君。

○8 番

議案第5号 平群町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

提案理由にもありましたように、この制度の導入で行政を効率化して、また 一番大事な国民の利便性を高め、公平・公正な社会基盤を構築するための、こ の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が 平成25年5月31日、成立をしたことを受けての、この上位法によりますも のでありますので、個人情報の保護には、しっかりと遵守していただきたいと 思います。

もちろん、いろんなことで、いろんな国内外にわたりましても、詐欺等いろいろあります。そこはしっかり遵守しながら、この提案に対して賛成の討論をさせていただきたいと思います。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。

これより議案第5号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者举手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第5号 平群町個人情報保護条例の一部 を改正する条例については原案どおり可決されました。 日程第10 議案第6号 平群町行政手続条例の一部を改正する条例につい て

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第6号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 6 番

わかったような、わからんような話なんですけど、要するに、これまで、今、今回追加された行政指導の中止を求める、それから是正のための処分を求める、こういうことは、今までできなかったということですか。もう行政が一方的に全部やって、それに対してこういうことができなかったと、これまでの条例ではできなかったということですか。それが今回、できるようになったという、そういうことでいいんでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問でございます。これまでは直接的にそういった中止を求めることとか、あるいは3点目にありますような、事実を発見したときに是正のための処分等を求めると、そういったことが明文化されておらなかったということで、この行政手続に基づくそういった手続はできなかったということなんです。

○議長

山口君。

○6 番

せっかく、多分よくなる条例なんだろうなと思うんで、住民の方も知っといてもらったほうがいいでしょうから、具体的な事例としてはどんなことが考えられますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

行政手続ということに関しましては、全ての課に、いろんな手続がございます。仮に、何か、通常今までやってると思うんですけども、ほかの法律に基づきまして。例えば、差し押さえするとか、税のことであるとか、いろんなこと

で、行政手続を行った場合に、根拠法令第何条第何項に基づく手続により、こういったことをしましたということを明文化しなければならないと。逆に、それは住民の方は、その条文を読んでいただきましたら、またそれに基づいて合意できない場合は、先ほど申し上げましたような中止を求める権利、あるいはほかの方がそういったことを法令違反ということがありましたら、そういったことに対しても、町に対してそういったことを是正できるというような、具体的な、そういった申し入れができるということがあると思います。

ただ、具体的にどんなことが想定されるかといいますと、ちょっと今のところ、どんなものがというのが、ちょっと今のところ例示するのはございませんけれども、そういったことが考えられるのかなと思います。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。 これより議案第6号について採決を行います。 本案は原案どおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号 平群町行政手続条例の一部を改 正する条例については原案どおり可決されました。

日程第11 議案第7号 平群町職員定数条例の一部を改正する条例につい て

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第7号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。 これより議案第7号について採決を行います。 本案は原案どおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号 平群町職員定数条例の一部を改 正する条例については原案どおり可決されました。

日程第12 議案第8号 平群町職員倫理条例の一部を改正する条例につい て

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第8号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。 これより議案第8号について採決を行います。 本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号 平群町職員倫理条例の一部を改 正する条例については原案どおり可決されました。

日程第13 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第9号 提案理由説明

○議長

本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。 これより議案第9号について採決を行います。 本案は原案どおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

日程第14 議案第10号 平群町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第10号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。 これより議案第10号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号 平群町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

日程第15 議案第11号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関 する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第11号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 6 番

もう既に、議案第7号から教育委員会制度、国の教育委員会制度変更というか、大きく改正に伴う議案は出てるんですが、ここが一番中心なところになるんで、確認だけ何点かさせていただきたいというふうに思います。

このことについては、国会で非常に議論もされて、いろんな、もともと首長が、要するに市町村長、知事が、全てをですね、教育委員会のこれまでの制度、教育委員会制度を大きく変えて、ある意味、政治家が教育に大きく介入できるようにする。今回の改正もそういう意味合いもあるわけです。以前、2月に行われた文教厚生委員会の説明でも、具体的な改正点として、首長の任命する新教育長、それから総合教育会議、これは首長と教育委員との協議体ということになりますが、そういう形で、これまでは教育委員長が最高責任者であったわけですけれども、それを大きく変えるものになると。戦前すぐから言いますと、戦前すぐの場合は、住民自治の組織として教育委員会というのはスタートした。これは、教育が戦争遂行に果たした役割というか、政治によって、小さいときから戦争とか、そういうものに駆り立てられていたという反省の上に立ってできたものですけれども、そのことは別にして、ただ今回、確認しておきたいのは、そうは言っても、教育委員会というのは残るわけです。そこが教育委員会の最高意思決定機関であるという建前は変わらないということですけれども、それはそういう理解でよろしいですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

新教育委員会制度の改正については、先日の委員会の中でも御説明させてもらったと思うんですけども、五十数年ぶりの改正ということで、その改正理由につきましては、一つはやはり今、いろいろ社会情勢の変化、それから一方で形骸化していると言われている教育委員会制度の実情等々を含めて、首長部局との関係が非常に最近の状況の中では、子ども・子育て等々を含めて、福祉や

健康等々の関係も含めてあるというふうなことも含めて必要というふうな背景の中で出てきましたので、ただ、議員が心配されてます、いわゆる教育機関への自治というか、その辺については一定、これはもう当然担保するというふうなことが趣旨としてうたわれておりますので、その辺については、教育委員会としてはしっかり教育自治というのは守っていきたいというふうには考えております。

○議長

山口君。

○ 6 番

もう1点、これは国会で議論になったことですけれども、教育委員会制度発足の三つの根本方針というのが国会でも議論されてるんですが、その内容については、国の答弁は改正案においても変わらないと。三つの根本方針とは何かといえば、一つは中央集権でなく地方分権、二つ目は民意の反映、三つ目が一般行政からの独立、一般行政からの独立というのは、要するに政治家である、平群町の場合で言えば、町長からの独立、こういうことが言われてるんですが、これについても、それは今の答弁でも同じだと思いますけれども、その点についても、基本的には教育委員会としては担保されてるというふうに考えているという理解でよろしいですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

先ほど申し上げましたとおりでございます。教育の独立性の担保というのは、 県の説明会、国の説明会を聞いておっても、その辺についてはありますし、 衆・参議院の附帯決議の中にも、そのようなことも含めてあったんじゃないか なというふうに思ってます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第11号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号 教育長の給与、勤務時間その 他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決さ れました。

10時50分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時35分)

再 開 (午前10時50分)

○議長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

日程第16 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正 する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第12号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○ 4 番

この条例改正は、教育長の件と人事院勧告との月額と地域手当ですか、そういうものの変更だと思うんですよね。これを見てですね、一つ、管理職の特別 勤務手当なんですけれども、これを支給するとなってるんですけども、代休を とった場合、どういうふうになるのか。あわせて、これは町長に聞くべきこと だと思うんですけども、厳しい財政状況を鑑みというふうになっておりますんですけども、町の財政シミュレーション見ても30年まで非常に厳しい状況になってるわけなんですよね。だから、ずっと続くということで理解していいんでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいま、今回の改正につきましては、災害時につきます深夜から早朝5時までに勤務した場合ということがつけ加わったということで、今まででしたら、災害時、管理職が待機した場合につきましては代休措置ということでやっておりました。ただ、そういったことにつきましても、やはり翌日の勤務等もございます。そういったことから、今回人事院勧告では、災害時ということで、特別、いわゆる臨時、緊急の、必要やむを得ず平日の深夜にした場合につきましても、そういった管理職員特別勤務手当を支給するという形での入れられたことに伴いまして、平群町につきましても入れさせていただきました。代休との兼ね合いの中で、両方とることはできませんので、今後そういった形での支給という形への移行になっていきたいというふうに、それはまた今後、具体的なことにつきましては決定してまいりたいと考えておりますけども、条例改正につきましては、こういったことも支給する旨の条例改正にしたということで御理解いただきたいと思います。

それから、厳しい財政状況を鑑みということを入れさせたものにつきましての御質問でございますが、今回、財政健全化ということの中で、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間につきましては、課長級の給与を8%、主幹級の給与を6%にカットするということで、給与に関しましては1年間の、この管理職のカットということで入れております。

○議長

森田君。

○ 4 番

1年間いうのは当然条文で書かれてますので、よくわかるんですけども、財政が全然好転しない計画に私はなってると思うんですよね。単年度黒字になったときも給与カットでずっと来てた、一部戻したときもあるわけなんですけども、これは町長からお答えいただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、町長のお考えとしては、町の財政が赤字になれば、職員の給与はカットしていくという基本的な考えはお持ちかどうかだけ確認させてください。

○議長

町長。

○町 長

平群町を取り巻く社会情勢は非常に厳しいものがございまして、これまでも 私就任以来、職員の皆さんには一定の給与削減をお願いしてきたところでござ います。

そういう状況でございまして、この状況は今後も、給与削減することだけが 財政の健全化ではないと思っておるわけでございますが、この厳しい状況はし ばらく続くだろうなと。人口構成を見てみましても、この間、先ほど私、冒頭 の御挨拶で8年間の状況を申し上げましたけども、それ以前からですね、平成 10年代の当初ぐらいから、もう既に生産人口はどんどん減ってきております。 ピークがその辺でございました。平成十二、三年から15年ぐらいがピークで ございまして、それ以後は人口も減ってきておりますし、高齢化もどんどん進 んでおりますし、生産年齢人口も減ってきてると、そういう状況で、非常に厳 しい状況が続いてると、これは日本全体に言えることかもしれませんが、特に 平群町は、そういう意味では、全国に先駆けて少子化・高齢化、あるいは労働 人口減少ということでございますので、厳しい状況はこれから当分の間は続く だろうというふうに認識をしております。したがいまして、平群町の職員の給 与のあり方につきましても、しっかりこれから検討していかなければならない という段階に入ってきております。そういうことで、御答弁とさせていただき ます。

○議 長

森田君。

○ 4 番

今の町長の御答弁からいくと、当分の間続くと、条文的には1年間ということなんですけども、今、町長大事なことを言われたと思うんですけども、そうなれば、8年間、町長は何をしてきたということなんですか。8年間の実績が今日こういう結果になってるわけでしょう。結果として、結果責任ですから、政治家としてですね。そういうことは別として、郡内で給与カットしてるところは、現在、どことどこがあるんでしょうか。郡内、近隣で結構でございますが。

○議長

総務防災課長。

○ 総 務 防 災 課 長

ただいまの御質問でございます。カットしている市町村、郡内ということで

ございますが、郡内ではカットしている市町村はございません。奈良県内でも、 ちょっとはっきりはわかりませんけど、たしかもうなかったかと思います。ち ょっと、すみません、郡内につきましてはしてないということでございます。

○議長

戎井君。

○ 2 番

今の御質問の関連ですけど、たしかこの2年間、25年、26年は、ここに載ってる課長級、主幹級のほかに一般の職員の方も6%のカットをしてると思うんですが、そのことについて全然触れておられないんですが、それはどうされるつもりですか。

○議長

町長。

〇町 長

いわゆる一般職の職員につきましても、この会期中に給与削減の申し入れを しようというふうに計画をしております。これからしっかり交渉して、協力を 求めていきたいというふうに思っております。

それからですね、例えば、人口は、これ何か政治的な対策を講じたからといって急に人口が下げどまりとか、高齢化が下げどまりというのは、これはなかなか難しい話でございます。しかしながら、今現在、こういう状況になっているということにつきましては、平群町のトップといたしまして、それはまことに遺憾に思っておるところでございます。

先ほども言いましたように、労働人口、1月、ずっと毎年の1月、1月ということで、1月を基準にすれば、平成12年1月が、先ほど私申しました二十歳から64歳までの労働人口のピークでございます。これが1万3,488人、この労働人口があったわけでございまして、そこからずっと労働人口が減ってきております。

人口の一番多いときは、たしか平成15年1月、そこから減ってきてるわけです。ですから、私になってから人口がどんどん減ってきたとか、高齢化が進んだとか、労働人口が減ったとかいうことじゃないんです。これは、なかなかそう簡単にいくもんじゃないと。

だから、私は、そういうことでございますんでね、直ちに私がいろんな施策を打ったからといって、効果が出てくるのは、そんなに1年や2年じゃないということは申し上げておきたいなと。

○議長

戎井君。

○2 番

今の後半の部分は森田議員に対する答弁でしょう。私が聞いてる答弁は、最初のちょこっとのとこで終わってるわけでしょう。議長、ちゃんと整理してくださいよ。質問したことに対して答弁するように注意していただきたいと思います。

一般職がここで触れられてないのは何でですかって聞いたら、これから何か、 会期中に交渉してるとか何とかおっしゃったんですけど、そういう意味ですか。 これから交渉するという意味ですか。

○議長

町長。

○町 長

これから交渉するということです。

○議長

戎井君。

○ 2 番

何で、僕これ、一般職の方も管理職の方も生活があるから、僕は下げたらええという、カットしたらええというもんではないということは重々承知の上で発言するんですけど、別に尻馬に乗るわけやないけれども、財政状況が厳しいということは、25年度も26年度も27年度も皆一緒でしょう。何で25年、26年、2年の時限措置をしはったのか、僕には、あのときも理解できなかったんです。よくなったら、財政状況がよくなったらいつでももとへ戻せるように、何も時限、1年間とか、2年間とかつける必要なかったんです。にもかかわらず、2年間に限って、一般職6%、それからそのほかの方のカットを決められたわけです。そうでしょう、それ事実、間違いないでしょう。その2年間あったにもかかわらずですよ、この財政状況がよくなるという見込みがなかったら、3月議会が始まる、この時点で交渉を始めるなんていうことは、僕は怠慢だと思うんですけど、その点についてはどう考えておられるんですか。

○議長

町長。

○町 長

組合、相手があることでございまして、何でも私が思うとおりにできれば、 それは交渉でございますので、なかなかうまくいかないときもございます。そ ういうことで、全く何もしてないということじゃございませんけども、私の交 渉の仕方が悪かったんかなということは、これは認めなければならないという ふうに思っております。 以上です。

○議長

戎井君。

○ 2 番

しつこいようですけどね、交渉相手があって、その交渉相手が尋常でない、なかなか簡単にはいかないということは、もう今まで経験してこられたでしょう、何回も。そしたら、お話し合いをされるのをもっともっと早くするとか、やり方変えるとか、いろんな方法があるんじゃないですか。そういうことを僕はきちっとやってなかったという意味で怠慢じゃないかなと思うんです。

余計なこと言うようですけどね、議員も議員発議で4年間20%カットしてるんです。そのことについて一切お触れになりませんけど、別に威張るわけじゃないですよ、カットされてますよ。だけど、議員は、自分の任期中のことにだけ責任持たんならんから、4年間だけということでやってるわけです。自分の任期が済んだ、その次の年の議員まで影響を及ぼすようなことのないように4年間という限定をしてるんですよ。一般職の方、職員の方々は、財政状況がよくなったら、そんなもん期の途中ででも、補正予算で変更してもとへ戻したらいいんですよ。財政状況が悪かったら、いつまででもカットせなあかんのですよ。そやから、こんな1年とか、2年とかって、つけることがおかしいと僕は思うんですよ。そんな交渉の仕方しかできへんのは、僕はおかしいなと思うんでけど、その点については、何か弁明ありますか。

○議長

町長。

○町 長

私の交渉の仕方が……

○ 2 番

そんなん僕全然言うてませんよ。

○町 長

いやいや、あんまりよくなかったのかなと。職員はですね、今までも本当に しっかり交渉に乗っていただきまして、いろいろ協力していただいております んで、たまたま今回、ちょっと私の交渉の仕方がまずかったかなというふうに 思っております。

○議長

山口君。

○6 番

弁明はいいんですけど、基本的なことをちょっと先に聞きますけども、今回、

人勧が出てですね、12月議会で、一時金については、ボーナスの部分については、もう改正されました。今回、俸給表そのものを引き下げるということに、これはもうそのものを下げるわけですから、当然、一般職の方も新しい俸給表で給料決まるわけですよね。ただ、今もらってるより下がることはもちろんないというふうには規定されてるわけですけれども、その影響額は、平均とれば、大体全国的には2%と言われてるんですけども、平群町の場合、その場合、金額幾らになりますか。

それと、管理職、課長8%、それから主幹6%、これの金額は幾らになりますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、今回の給料表によります引き下げということにつきましては、それぞれ若年層にはできるだけ下げないように、上のほうの高年齢層につきましては、引き下げ率を上げるということで、おおむね平均2%ということになっております。

まず、1級、2級、3級、いわゆる職務職階によりまして、その辺につきましての級が違うんですけど、6級が2%から4%下がると、5級で2%から約3%下がると、4級で2%から2.5%、3級が0.3%から2%という形で、平均ではそういった形で引き下がるんですけども、今回の人事院勧告につきましては、給料表を引き下げるんですけども、現給保障するということで、実際にはこの4月については給料は下がらないということで、直接的な影響はないということで、そういった額については積算しておりません。

ただ、それが追いつくまでといいますか、前回、平成18年のときもそういったことがなったんですけども、実質的には定昇ストップという形にはなりますけれども、その引き下げ額については、ちょっと、実際には下がらないので計算しておりません。

それから、管理職のカットについての大体の影響額でございます。まず、課長級での8%カットということでは、課長級の平均で年間、給料だけで見ますと、給料とか地域手当とか管理職手当等のはね返り、いろいろと含めまして、約年間1人当たり45万円程度のカットであろうと。主幹級が6%カットということで、これも平均でございますが、年間大体1人当たり、約31万円ぐらいのカットになるということで、全管理職合わせますと、給料でいきますと約1,800万円、それから共済負担金等々、そういったはね返りも合わせます

と、約2,20万円程度の予算額での減額になるという見込みでございます。 以上でございます。

○議長

山口君。

○6 番

それから、今、地域手当の話もちょっと出ましたけど、地域手当は今回上がるということで、平群町の場合、これまで3%でしたかね、それが6%に上がるというふうに聞いてるんですが、一気に6%にいくのかどうか、その点はどうですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問でございます。地域手当の引き上げにつきましては、附則の中で申し上げましたとおり、今回、人事院勧告では27年度には一気に3%から6%に上がるということではなくて、1%上がるということで、3%が4%ということで、平群町の場合はなっております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○ 6 番

今、管理職の引き下げについては、金額言ってもらったんですけどね、これ管理職手当、今、課長が10%で主幹が8%ですよね。それは別にして、本給のほうから8%、6%引かれて、これだけの金額になる。当然、年金にもはね返りますよね。そしたら、生涯賃金という点で言えば、相当、三郷町や斑鳩町の職員に比べて、もちろん若干の違いはありますけれども、生涯賃金でいえば、相当この間、ずっと引き下げしてるわけですから、相当な差があるというふうに思うんです。

今の説明では、今度の俸給表そのものを変えるのでも、5級、6級の主幹、課長級のところが一番下げ幅が大きい、すぐには下がらないにしたって、もう、すぐ退職する人はもう関係ないでしょうけど、まだ50代前半、前後の管理職の方からいえば、相当の違いがこれ出てくるんですね。その点で、俸給全体、そこが上がるまでは給料上がらないわけですから、実質賃下げなわけですね。なおかつカットされる。本来、役場の職員の方が基本的に行政を担うわけですから、その中で全員、職員全員もちろん大事ですけれども、課長それから主幹といった、要するに全体を指導するというか、回していく人たちの士気という

のが一番重要になるわけですよ。そこをこれだけカットして、財政大変だけで ね、全部カットするというのは、私はもう基本的に反対ですけれども、その点 どうなのか。これ、課長みんな、全員納得されているんですか。町長、どうで すか。

○議長

町長。

○町 長

課長と、課長級の職員の皆さん、そして主幹級の職員の皆さんに集まっていただきまして、私のほうから、財政状況が非常に厳しいことを申し上げまして、協力を求めました。いろいろ、少し異論の方も確かにいらっしゃいましたが、おおむねやむを得ないということで、合意を得られたというふうに、私自身は受け取っておるところでございます。

○議長

山口君。

○6 番

まあまあ、渋々納得というか、でもね、今さっき説明したように、管理職手当もらっても、その大半が、本給のほうのカットで、実際なくなるわけですね。そしたら、課長や主幹になったからと言ったって、仕事は大変になる、残業手当つかない、責任は重くなる、議会では嫌なこと言われて、答弁せなあかん。誰もやりたくなくなるんじゃないかという危惧をするんですけどね。もう奉仕の精神ですか、皆さんは。というふうに、僕らは思うわけです、普通に考えて。

それと、大体主幹級の皆さんといったら、40代後半から定年までの間の方が多いですから、僕の経験からいっても、一番お金のかかる時期ですよね。そこをこれだけ、年間で、まあまあ、総額で言うたら2,220万円、もちろん、年金にもはね返ってきますから、こんなんも含めてそうなるわけですけれどもね、こんなことをね、ほんまに簡単にね、町長、説明だけでやられるというのは、私はちょっと理解できないです。行政のトップとして、本当にそんなことでいいのかというふうに思うんです。

まあまあ、御自身は40%カットしてるという思いはあるでしょうけども、 それは御自身の政策でやられてることですから、あんまり言いわけには私はな らないと思うんですけれどもね。だから、そこの点を考えるなら、もうちょっ ときちんと、職員の方にもお願いするとおっしゃってたけども、僕はもうこれ 以上お願いすべきでないというふうに思ってますので、その点については、交 渉はされたらいいでしょうけれども、私はいかがなもんかなというふうに思っ てます。 あと、質問としては、さっき言ったように、今村課長の話では、今のところすぐには下がるわけじゃないけれども、ただ生涯賃金でね、一体、どれだけこれまでのカットで職員の皆さんが町の財政に寄与したかっていうのは、1回どこかで出していただければありがたいですね。住民の皆さんにも聞いてもらって、本当にいいのかというのをね、住民的にも僕は議論すべき時期に来てるんじゃないかなと。いつまでもこんなことをやっててはだめだというふうに思います。

財政の問題で言えば、これはもう直接関係ないですけど、もうシミュレーションでは、30年までずっと赤字なんですよ。さっきの、戎井議員の質問でいけば、もうそんなん、今のままやったら、ある意味、いつまで続くかわからんというような状況になる。そうじゃなくて、職員の皆さんには気持ちよく仕事してもらうためには、きちんとした給料を払った上で、ほかに削るところがいっぱい、私はもっと、具体的には今言えませんけれども、あると思いますので、そういう考えに立ち返って、もう安易に職員の給料カット、人件費カットで済ますというのは、もうやめられたほうがいいということは、これは意見として言わせていただきます。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○ 1 2 番

町長、先ほど管理職の方を招集されて、御説明をされ、一定、いろんな御意見があったと。全体的には、御納得いただいたというふうに、理解をしていただいたというふうな御答弁をいただきました。それはそれとして、何回ぐらい交渉されたのか。

それとね、僕ね、公務員というのはどういう、私らは報酬でございますけどもね、そら生活が一番大切でございます。給料は多いほうがよろしい、負担は少ないほうがいい。でも、地方公務員法第30条でどのように書いてあるか。地方公務員は全体の奉仕者と書いてないかいな、ということもやっぱりこれ原点に戻ってほしいなと。議員も、先ほど言われたように、時限立法で20%発議、カットをしました。そら反対の方もおいでになりました。それはそれとして、全体の合意で議決になったということで、この4月30日まで20%カットされたわけでございます。

しかし、町長、奈良県下で町長みずからが40%カットをされている市町村は私はないと思いますよ。やっぱりみずからが、リーダーが先頭をもって減額する、これは僕は大事なことやなと思います。町長の場合は時限立法はございません。副町長もそういうことでございます。教育長もそういうことでござい

ます。そのように、みずから、財政が豊かであれば、この議論は一切しなくていいわけ、非常に厳しい財政、けれども、財政が破綻をするようなことは、リーダーにかかってるわけです。それと、職員の御協力も必要やと思います。僕はなかなか口では言えても、なかなか40%のカットはできないものと思いますよ。

そこで、今までの、先ほど言いましたけども、管理職と何回ぐらい交渉され たのか、その経緯の御答弁願えますか。

○議長

町長。

〇町 長

1回、課長の会議の後でですね、課長には1回申し上げました。1回。やっぱり、全体でやるべきだろうということで、課長級の職員と主幹に集まっていただきまして1回やりました。そこで最終的に、先ほどの申し上げたとおりのことで、何とか合意を得られたというふうに、私自身は思っております。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。山口君。

○6 番

この条例改正案については反対いたします。

昨年8月の人事院勧告では、月例給を0.27%、一時金を0.15カ月引き上げる、一方で給与制度の総合的見直しということで、俸給表の平均2%の引き下げと地域手当等への配分をことし4月から実施するよう勧告されました。

今回の措置は、それに基づくものですが、俸給の減額で退職後に受け取る年金が減る、また職員の生涯賃金が減ることにもつながります。そういう点でも容認できない。また、管理職にとっては、それに追い打ちをかける8%、6%のカット、一番子育ての中で教育費とか、さまざまなお金が必要な時期であり、それを減額するのは、住民の福祉増進に寄与すべき行政のかなめとなるべき幹部職員の士気低下をも招くものであって、到底容認できない、そういう立場から、本条例改正案には反対いたします。

以上です。

○議長

戎井君。

○ 2 番

私は、この本条例案には賛成します。ただしですね、条件というか、ぜひやっていただきたいのは、今の山口議員とは全く反対のことを言いますけれども、一般の方々の6%カットも継続していただきたい。しかも、さっき申し上げたとおり、課長級の方々にも、1年、2年とかという期限をつけないで、当分の間という、お得意の当分の間でやっていただきたい。そらね、さっき申し上げたとおり、山口さんのおっしゃるとおりですよ。私も40代のときに、不況の会社でボーナスカットや給与カットを受けた経験があります。大変苦しかったです。でも、それはやっぱり、そういうところで働いてる人間の宿命みたいなもんでしてね、頑張らなしゃあないんです。くやしかったら、赤字の会社を黒字にせな、自分らの努力でせなあかんのです。町の職員の方々は、大変厳しいことを言うようですけど、民間の赤字の会社で働く人間に比べたら、雇用の確保だけされてるだけでも、民間に比べたらすごい恵まれてるんですよ。我々民間の会社では、経営が赤字になったら、簡単にリストラで、職を失うんですよ。それがないというだけでも、民間の人から比べたら、物すごいうらやましい限りです。

もう一つ、住民の皆さんに聞くと、それは根拠がどれだけあるかわかりませんけど、職員の給与、決して低いと思ってる人ばっかりではないですよ。民間に比べても、結構な給料もらってると言ってる人たくさんおりますよ。私はそうかどうかは言いません。事実上、カットされることによって生活が苦しくなる職員の皆さん方の苦労も大変よくわかります。自分も経験してきましたから。けれども、そういうところで働くということを自分で選んでるわけですから、仕方ないんですよ。頑張って、悔しかったら、頑張ってこの町をみんなで黒字にする努力を、みんなでしなきゃしゃあないんですよ。それまで頑張らなしゃあないんですよ。その日が一日も早く来ることを願って、僕はこの2年とか、1年とかという期限をつけるのはやめはったほうがよろしい。そういう条件も申し上げて、賛成します。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○ 1 2 番

通常は反対討論いただいて、そこから私、賛成討論という形になりますけど、 私は賛成をいたします。

戎井議員も先ほどちょっと討論をおっしゃったように、地方公務員法30条、

やっぱりそこが僕は基本じゃないかなというふうに思います、公務員さんの方は。そこを鑑みて、全体の奉仕者として管理職の方々には非常に減額という、 1年減額になりますけども、町長の御答弁で、一定の理解を得られたと、一部 御意見もあったように答弁されたような感じもしますけど、一生懸命リーダー として頑張っていただきたいなというふうに思います。

よって、管理職の方の合意を得たということで賛成をいたしたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。 これより議案第12号について採決を行います。

本案について原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者举手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第12号 一般職の職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

日程第17 議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第13号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○ 4 番

今、この税務徴収手当とかいう、特殊勤務手当は不支給ということなんですけど、残る、ほかの特殊勤務手当で残るもの、27年度予算案でも出てたと思うんですけども、何が残るんでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

特殊勤務手当で不支給にした以外の、支給する内容のものについてでございますが、伝染疾患等の取扱手当、それから行路病人等取扱手当、環境衛生業務手当のうち、野犬等の捕獲及び死体処理作業に従事する場合、そういったものにつきましては、一応支給するということで残っております。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。 これより議案第13号について採決を行います。 本案は原案どおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する 条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

日程第18 議案第14号 平群町立学校設置条例の一部を改正する条例に ついて

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第14号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。 これより議案第14号について採決を行います。 本案は原案どおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号 平群町立学校設置条例の一部 を改正する条例については原案どおり可決されました。

日程第19 議案第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条例 の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第15号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。 これより議案第15号について採決を行います。 本案は原案どおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号 平群町立学校給食センターの管理に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。 日程第20 議案第16号 平群町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬 剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正 する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務 課長。

○教育委員会総務課長

議案第16号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。 これより議案第16号について採決を行います。 本案は原案どおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号 平群町立学校の学校医、学校 歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例につ いては原案どおり可決されました。

日程第21 議案第17号 平群町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第17号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○ 4 番

以前、御説明があったかもわかりませんが、ゆめさとでは一時預かりという んですかね、一時預かりはしないんですか。はなさとこども園だけがこういう 事業をやるということでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

当面、はなさと保育園、継続して一時預かり事業を実施させていただきます。

○議長

森田君。

○ 4 番

そんなことを聞いてないと思うんですが、ゆめさとではやらないのかという ことで、逆に言えば、やらない理由があれば教えてほしい。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

文教厚生委員会でも報告をさせていただいた経緯があると思うんですが、ゆめさとで、今一時預かり事業を実施するというほどの体制というか、子どもの数がございませんので、1カ所で足りるということで引き続いてはなさとでは

一時預かり事業を実施するというふうにしているところでございます。

○議長

植田君。

○ 5 番

今の問題で、課長のほうから答弁あったんですけど、一時、この一時保育というのは、抽せんをするような状況で、保護者の方がなかなか使えないということもお聞きをしてたことがあるんですが、今現状、そういう、今、課長の答弁でいけば、今現状、そういう状況ではないと、希望される方は週3日、まあいうたら一時保育を使える状況にあると。それが、はなさとだけで現状足りてるので、ゆめさとまでは今のところ広げていくという、そういう考えではないと、そういう理解でよろしいですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

一時預かり事業に登録されておられる方は、確かに定員の10人以上ございます。しかし、議員も御存じのように、毎日使われるということではございませんので、週の限られた日数ということになっております。結果的には、今、はなさとで対応できる状況にございますし、新年度については、今まで一時預かり事業を実施されておられた方の中でも、保護者の就労の状況によって、常時子どもさんを預けられるという方も含めてありますので、新規の入園という形で受け入れる部分も含めてございますので、現時点では、はなさと1カ所の運営というふうにさせていただく予定でございます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第17号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第17号 平群町一時預かり事業の実施 に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

日程第22 議案第18号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例につ いて

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第18号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

ちょっと、この条例改正案、瑕疵があるのではないかということで、まず聞きますけども、第5期のときに特例第3段階というのがあるんですね。その特例第3段階というのは、今度の第6期では第2段階になるんですよね、第2段階にね。中身を言いますと、世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下、これが第5期のときの中身ですね。

そのときの、ここの層の金額が3万2,000円、それが新旧対照表を見ると、旧の改正前のところに3万2,000円という金額がないんですよ。

ほんで、今回、所得区分がいろいろ、ちょっとずつ変わってますからあれなんですけれども、この新旧対照表を見る限り、その3万2,000円はどこへ行ったのか、要するに改正前のどこかにないとだめなんですね。それがないのはなぜか、まずそこから説明してください。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

ちょっと、確認したいので休憩とってください。

○議長

そしたら、午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時58分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

福祉課長。

○福祉課長

貴重な時間を頂戴いたしましてありがとうございました。

休憩前、山口議員から質問をいただきました現行の第5期計画における3段階で、3万2,000円の保険料が今回の条例改正のところで入っていないという話をいただきました。

これが今、一般的に第5期計画の保険料、あるいは説明、住民の皆さんにお渡ししている資料で、その中には、議員御指摘の第3段階ということで、基準額掛ける0.6ということで、3万2,000円、基準額掛ける0.7で3万7,300円、これが2段表示になっております。

これについては、現行の介護保険条例の附則の中で、2ということで、平成24年度から平成26年度までにおける、これ3年間に限ってです、保険料率の特例を当該各号に定める額とするということで、(1)の中では、24年から26年までの保険料率は第3条第1項の規定にかかわらず、3万2,000円とするということで、特例措置として、同じ3段階の中にもう一つ設けるという形で、附則の中で明記をしている。本則の中で、条例本体の中には、それは入っておりませんので、この表の中には、新しい条例改正の中には入れてないということでございます。御理解を願いたいと思います。

○議長

山口君。

○ 6 番

今の件はわかりました。

それから、今度の保険料で、いろいろ問題があるのは、でこぼこが非常に大きいんですね、上がり幅が。前回、第4期から第5期になるときは、ほとんどの階層、全て21.4%の引き上げ、ほとんどの階層がそうだったんですが、今回は、基準のところで、ちょうど、これまで第4段階が基準でしたから、そ

れが第5段階が基準になると。その第5段階いうのは、第5期の第4段階と一 緒の所得階層ですから、名前が変わっただけなんですけれども、そこの部分で 言うと、これまでの5万3,400円から6万2,700円に、9,300円 上がるんですね。これ、率に直すと17.4%、ですから、第4期から5期へ の値上がりよりは、上がる率的には抑えられています。しかしですね、今回所 得基準の階層、段階の変える場所が、これまで250万と、それから500万 以上、この三つぐらいしか大きくなかったわけです。それが今度、新しいので は、だから、第7段階が120万から190万、第8段階が190万から29 0万、第9段階が290万から500万と、こう変わってるわけですね。そう するとね、ここで一番問題になるのは、第8段階の190万円から290万で すけども、前回までは250万で切ってましたから、250万未満190万以 上、ここの層については、今回41%も上がるんですね。金額にすると、これ まで6万6,700円やったんです、今年度まで。それが、来年は9万4,1 00円に、2万7,400円上がるんですよ、41%。これはやっぱり、いか がなものかなと。あと、30%上がるとこが、あと上の層、収入で言えば、も う1,000万近くなる層についても、上がり方は結構大きいですが、それで もここまで40%も上がってません。30%程度です。

だから、そういう点で言うと、この第8段階の、今言った前半の部分の人たちの所得というのは、大体300万円ちょっとぐらいなんですね、年収で言うとですよ。そこがこれだけ値上げになるというのは、ちょっと異常。この辺、なぜそこを配慮しなかったのか、非常に不思議なんです。

これまで、さっき、今説明あったように、特例第何段階とかつくって、小分けしてたとこがあったんですね。今回も、それをすればいいのになというふうに思ったんですが、策定委員会に私も出てて、その点、その日はあんまり気づかずに言わなかったんですが、この前の文教厚生委員会のときに、よく見てると、やっぱりこれはおかしいなというふうに、非常に思ったもんですから、ここについては、配慮すべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

その段階だけを特段配慮するかどうかという問題であります。

今回、策定委員会の中で論議をいただき、いろんな意見を踏まえたときに、 低所得の皆さんの保険料額をやっぱり軽減していくということを基本に据えな がら、保険料の設定をしてきたところでございます。今、御指摘のございまし た第8段階、250万円までについて、もう一つ、段階を設けて、11段階か ら12段階に考える方法もあったんではないかということでございます。

改めて試算も含めてさせていただきました。基準になります 5 段階をベースに考えた場合、議員御指摘の第 8 段階、 2 5 0 万円までの設定を、例えば乗率を今現在指摘されております 1 . 5 から 1 . 3 に下げた場合、基準額が、今提案をさせていただいております月額 5 , 2 2 8 円から 5 , 3 1 3 1 1 . 3 5 の乗率でした場合、基準額が 5 , 2 9 1 1 . 4 にした場合でも 5 , 2 7 0 円という、基準額ベースでも月額の保険料を引き上げざるを得ません。

皆様もおわかりだというふうに思いますが、この期間中に発生する給付額総額をベースに、どれぐらいの保険料を徴収していくのかというのを設定しますので、どちらかを下げれば、どちらかが上がる、どちらかを上げれば、どちらかが下がるという形態です。

どちらを選択するかの話だというふうに思っています。今、議員の意見を頂戴しました。今、説明をさせていただきましたように、今、8段階でもう一つ特例を設けてするという話をすれば、全体的に基準額、言いましたように上がっていかざるを得ないということになってまいります。

そういうふうに考えますと、その方向がいいのか悪いのかという判断になってくると思いますが、町としては、むしろ新たにその特例を設けることよりも、全体的に低所得の皆さんについての保険料額を軽減していく方向で、今回これを提案をさせていただきましたし、議員、質問の中でもありましたように、策定委員会で、この金額も含めて、委員各位が同意をされたというふうに認識をしておりますので、改めて申し上げることになりましたが、御理解を願いたいというふうに思います。

○議長

山口君。

○6 番

まあまあ、私が一番言いたいのは、余りにも不公平な料率の設定ではないかという。で、策定委員会での答申は、おおむね全体として了承という、私は、最後のほうで反対はしましたけど、ほかの方、これでという。ただ、そのとき、事務局のほうからは、今言ったような細かい説明はなかった。見ればわかるじゃないかと言われれば、それまでなんですが、これほど段階によって不公平が出るなんていう値上げの仕方というのは、私は行政としてはやっぱりやるべきでない。

前回、第5期のときは、答申出た金額と一緒の金額で議会に提出されたわけではなかった。それは何かというと、要するに基金の取り崩しの金額が、策定委員会では5,000万というのを、町長提出されるときは6,000万取り

崩すという計画に、要するに1, 000万、保険料を引き下げるために、基金をさらに取り崩すという計画ね、これで出されたわけですよ。出されたんです。そのときのことも言いますと、あのときは、1億1, 500万基金が残る、こういう話でした。そのうちの6, 000万取り崩すから、5, 500万残るという計画やったんです。

しかし、実際、今年度まだ終わってませんから、確定した数字は出てませんけども、事務局の見込みでは、1億1,800万基金が残るっちゅうわけでしょう。ほんだら5,500万との差額でいえば6,300万、結局3期、そらいろいろ理由は言いますよ、施設が予定どおりできなかったとか。でも、結果としては6,300万、計画よりもお金が残っちゃったわけじゃないですか。それで、今、課長から、聞いてない、料率を今1.5、さっき言った、大幅に40%も上がる理由の一つに、190万から250万の人は、これまで基準に対して1.25倍だったのが、1.5倍に上がるということも含めて、こんだけ上がるんです、4割ね。

それを今、1.3にした場合と1.4の場合とかおっしゃってますが、それは全部を見直した場合そうなるんであってね、ここにだけ、例えばですよ、第8段階だけ、特例第8段階というのをつくって、そこを例えば1.35、1.4、どちらでもと言うたら語弊ありますが、私は1.35ぐらいにすべきだというふうに思いますが、そうすれば、別にほかの料率はそのままにしても、基金をもう少し取り崩せば、これも試算出してもらいました。だから、1.35にした場合、1,600万の基金があれば、計画上ですよ、実際どうなるかは別にして、1,600万円の金を、基金の取り崩しを計画の中に入れれば、これはできるわけでしょう。

そしたら、今、現段階で1億1,800万のうち6,800万、今回取り崩す、5,000万残すということであれば、あとじゃあ、1,600万ぐらい取り崩しても3,400万残るという計画になるわけですよ。それがだめなのかどうか、住民の急激な負担増に対して、やっぱり町として公平性を担保しようと思えば、1.35にしてもね、ここの層の上がる率は27%上がるんです。その190万から250万のところは。今、9万4,100円になってるのが8万4,600円ぐらいになる。計算するとね。掛ければいいだけのことですから、基準額に1.35を掛ければね、そうなるんですよ。

それで1,600万円でできるんだったら、そういうことも考えてはどうかと。1.3にしてもらうのが一番いいんですが、1.3にすると第7段階と全く一緒になりますから、だから、私はこれはもうせめての話ですよ、せめてそれぐらいはしないと、住民の理解は得られないというふうに思いますから、そ

ういう提案、これは文教厚生委員会に付託になりますから、きょう、決着するわけじゃないですけども、その辺はね、町長、ちょっと、一旦こういうふうに出したけれども、こんだけ上がり幅にでこぼこがある、それも所得がむちゃくちゃ高い人は、ばっと上がる分なら、まだ理解はできますが、これ、年収300万から三百二、三十万のところですよ。そこでこれだけの値上げになるというのはね、やっぱり問題が大き過ぎるというふうに思うんで、そういう方向もぜひ検討してほしいと思うんですが、町長、どうでしょうね。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

議員のおっしゃっておられる意見は意見として、確かに理解はできます。しかし、今回、議員各位の皆さんについても、策定委員会の資料をお渡しをしているというふうに思うんですが、最後のページにございますが、第1段階では、第5期の乗率0.5に対しては、同じく0.5の乗率、第2段階では0.6に対して、今回0.65ということで、できるだけ引き上げを抑えました。第3段階においては0.7を同じく0.7に据え置き、第4段階においては0.85を同じく0.85の乗率でしました。第5段階については、同じく1に対して、今回1というふうにさせていただきました。第6段階においては、1.25の乗率を今回1.2、第7段階においては1.25の乗率を1.3、第8段階については、確かに議員おっしゃるとおり、250万未満の部分については、第5期では1.25、これが1.5に大きく上がっているという御指摘でございます。

しかし、標準的な特例を除けば、1.5が1.5で据え置くということでさせていただきました。第9段階では、1.5が1.7ということ、第10段階では1.8が1.8が1.85、第11段階では1.8が2ということで、できるだけ大きな引き上げをしないようにさせていただいた次第ですし、第8段階の中で大きく引き上げる、ここだけが引き上げられたのではないかという御指摘ですけども、全体的に緩やかな形で引き上げる場合についても、大きな変化が生まれないようにということを前提でやってきました。前回はあくまで特例措置として実施をした経緯がございますので、その点についても御理解を願いたいと思いますし、先ほどの答弁でも申しましたように、低所得者を軽減していく、できるだけ引き上げを緩和していくという方向でやってきたところでございます。

それと、基金の取り崩しをやればいいのではないかという御意見でございます。おっしゃるとおりかもわかりません。しかし、第6期計画、まだまだやっ

ぱり予測に対して不安定な部分も含めてございます。大きく制度が今回変わります。そういうことも考え合わせますと、基金5,000万を残すという基本的な考えについては、万が一のことも含めて考えますと、最低限必要だろうというふうに思っておりますし、それまでさらに一千数百万、2,000万近く取り崩していくという話になりますと、非常に危険な状況になってまいりますので、その点についても御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長

山口君。

○ 6 番

これ以上議論しませんけども、私は町長にちょっと答えてほしいんですけどね。私はそんなことを言ってるんじゃなくて、余りにも差が、ずっと言いますよ、今、なだらかにしたって言うけれども、第1段階は、105.62です、増加率ですよ、第2段階は127.19、これが29年に消費税が10%になったときに、一定、下げるという条件ついてますけども、2年間はこの27%も上がるんですよ。第3段階が117、第4、第5、ここまでは全部117.4ぐらいですわ。第6段階は112.74、第7段階が122.19、ほんで第8段階のさっき言った、前の部分だけが141.08、250万以上のところについては117.48、第9段階は133、第10段階は120、第11段階は130、上のほうの130も非常に大きいですけれども、まだこの辺の所得は、600万とか700万の収入のところですから、まだ私は払えなくはないと思うんですよ。でも、ここの第8段階の前半の部分だけについては、余りにも上げ幅がひど過ぎるというのは、これは誰が見たって明らかじゃないですか。そこはしっかり検討していただきたい。

ほんで、もうきょう町長答えてくれないんだったら、文教厚生委員会できちっとその辺、それでもいいんだと、でこぼこであろうが、十分この層の人たちは払えるんだというふうにおっしゃるんだったら、まあそのままやられればいいですけれども、私はやっぱり、町としては、きちっとその辺、住民の皆さんの不公平感が出ないような料率を設定すべきだというふうに思いますので、このことはもう最後ですから、意見として言っておきます。

○議長

町長。

〇町 長

ちょっと、御指摘されてることは、一応わかります。意見としてお聞きする と同時に、来週の文教厚生委員会までにお答えがきちっとできるようにさせて いただきます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は文教厚生委員会に付託することに決定 しました。

日程第23 議案第19号 平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第19号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

人数が変わっただけという話でしたけども、基準が改正されたと、こうなってるんですが、設備や運営については、全く何ら変更がないということですか。 その点どうですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

はい、その点については変更ございません。先ほど言いましたが、複合型サ ービスの名称ですね、それが看護小規模多機能型居宅介護というふうに変わっ た部分と、194条第1項中で、指定複合型サービス事業所を指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所にということで、25人というふうに明記している部 分が29人に改められるということが大きな改正点であります。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。 これより議案第19号について採決を行います。 本案は原案どおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第19号 平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

日程第24 議案第20号 平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業 の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介 護予防サービスに係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第20号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。 これより議案第20号について採決を行います。 本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第20号 平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第21号 平成26年度平群町一般会計補正予算(第6 号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第21号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○8 番

今回の平成26年度平群町一般会計補正予算案ですが、国の御説明が詳しく ありましたように、国の補正予算の成立によりまして、地方の経済の好循環拡 大に向けた緊急経済対策として、これは国のほうで公明党の強い主張によりま して、地域住民生活と緊急支援のための交付金が交付をされ、今回平群町にお いても予算化をされたものであります。

中身として、今御説明ありましたが、平群町においても、この地域消費喚起生活支援型交付金が4,085万3,000円が交付されて予算化されますが、それを活用して、プレミアムつき商品券が発行されるということです。また、地域活性化のための地方創生先行型交付金が3,596万8,000円を活用して地方創生の総合戦略の策定を初め、また、各学校図書館に学校司書の配置や、全ての司書の配置やエアコン設置、小学校のデジタル教科書整備初め、平群ブランド推進に向けた商品開発やPR活動の予算措置を行われたことに対しましては、高く評価をさせていただきたいと思います。

そこで1点ですけれども、本町でこの地域における消費喚起をさせるための プレミアムつき商品券発行事業の補助金についてお尋ねをさせていただきます。 特に、我が党の公明党の強い主張で、このプレミアム分の経費や商品券の印

刷などの事業経費にも充てることができるものであります。ぜひとも地元店舗 振興の後押しができるような取り組みをお願いをしたいと思います。

そこで、具体的に、このプレミアムつき商品券の本町のプレミアム付与率と、 それからそれに係ります4,085万3,000円ですが、そのうちの、この プレミアム率、どれだけの補助額を予定されているのか。

また、それと、この商品券の使用可能店舗、また購入できる限度額、そして 最後に発行時期等について、今わかる範囲でお尋ねをさせていただきたいと思 います。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

地域消費喚起事業のプレミアム商品券発行の具体的内容ということでのお尋ねです。

まず、付与率のほうですけれども、発行時期を同じくして奈良県のほうが20%の付与率で実施すると、あと南部地域においては25%、したがいまして、町としてはそれ以上に消費を喚起させるということで、一定、原則としては30%の付与率をもって実施したいと考えておるところでございます。

交付金の総額は4,000万円ということで、30%の付与率の最大発行数としては、商品券の印刷経費とか、あと啓発活動費、周知に係る費用、ちょっと具体的には決めておりませんけれども、取り扱い、売り払い等の手数料等を含めまして400万円程度必要ではないかというようなふうに、現時点では考えております。したがいまして、1万2,000セットの3,000円、30%の3,000円、1万円で1万3,000円のものが買えるというような

形で1万2,000セットのものを販売できればというふうに考えておるところです。

あと、取り扱いの、どこで使えるかという店舗のお尋ねですが、現時点では、相手のあることですので、地域振興にかかわる事業主にはぜひとも参加していただきたいというような考えを持っておりますので、今後は商工会が実施主体として実施していただくことになるんですけれども、協議の中で決めていき、実施時期については、年度内完了事業ということで、またこちらのほうの交付金については、一定成果、消費喚起の効果を最終的には調査しないといけないということもありますので、早くても夏ごろから年内には実施できるようにしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

「購入金額」の声あり

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

すみません。一応、販売購入金額の項目もあったと思いますけども、1万円、 1,000円券で13枚です。限度額は一応、県のほうの取り扱いも……。

○議長

窪君。

○8 番

1人何セット買えるかという限度額もお尋ねしたいと思います。1人何セット買えるかということがわかっておりましたら、お尋ねしたいと思います。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

現時点での購入限度額ということでは5万円ということで想定しております。

○議長

窪君。

○8 番

ありがとうございます。これ、商工会へ補助金をお渡しさせていただいて、 主体は平群町ですので、しっかりと骨組みを今聞かせていただいて、30%の 付与率ということで、大変住民の皆さん、本当に喜ばれると思います。

今、各マスコミやら、いろんな新聞でも、このプレミアム商品券、大変話題 になっておりますので、大変喜ばれるのではないかと思います。 ちょっと、具体的なイメージとして、確認ですが、この30%の付与率で今おっしゃいましたように、1万3,000円分の商品券を1万円で販売するということで、残りは事務経費、約400万近くだということですが、1万3,000円の1万2,000セットですね、ということは、商品券総額としたら1億5,600万円ということだと思います。これが町に消費を、短期間の、一定の期間を定めてということで、1億5,600万が平群町で消費をもたらすということになると思います。もう一度、確認させていただきます。

そして、この使用可能店舗ですけれども、商工会に本当にお世話をおかけしますけれども、ぜひとも平群の道の駅やら、またシルバー人材センター、また大空の家等でも使用できるように、使い勝手のよいものとして早期発行が必要だと思います。以前、せんとくんの県のプレミアム商品券、平群町のシルバー人材センターでも使いたいというお声もありましたが、それは大変厳しい状況でありましたので、そういうところはどのように、商工会にお願いしますのでね、その点も要望をしていただきたいと思います。その点、どうでしょうか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

プレミアム商品券の発行につきましては、地域振興に貢献する商店等において共通して利用できるものというふうに考えております。したがいまして、できるだけ地域振興にかかわっていただく店舗については参加いただきたいというような形で思っておりますけれども、ただ、こればかりは相手の意向もございまして、商品券の取り扱いはしませんと、もう現金のみですということであれば、もうこれ、御参加いただけないと、もうやむを得ないという状況が生じるかもわかりませんけど、できるだけ住民の方々に利便性のあるような、使い勝手のよい商品券となるような発行をしていきたいというふうに考えます。

○議 長

窪君。

○8 番

ぜひとも商工会の皆さんとともに、地域の消費喚起、住民の皆さんに消費意欲が湧くように、こういう4,000万というお金が、これからたびたびおりるとは思いません。ですから、これが一つの起爆剤となるように、地域で最大の効果が出るような取り組みと、できるだけ速やかに早期の執行をお願いしたいと思います。

そして、これ、付託になると思いますので、このプレミアム商品券発行事業 の内訳の資料をお出しいただきたいと思いますが、大丈夫でしょうか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

最初に答弁しましたように、一応基本的な軸としては決めておりますが、あくまでも概算の概算的な、事務経費も含めてということになりますが、それでよろしければお出しさせていただきます。

○議長

窪君。

○8 番

商工会と、これからいろんな角度で詰めをされると思いますが、大体の、あらかたの概略で結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長

山口君。

○6 番

ちょっと、今の関連で。今、1万2,000セットということでした。平群町の世帯数は七千六百、七百ですよね。限度5万円ということは、5セット、割ったら2,500。ということは、住民全世帯には行き渡らない、早いもん勝ち、県が以前やったときは、県全体でしれてますから、私なんか全然買う気もなかったですけども、買う場所も少なかったですから。その辺ね、平群町という、こういう人口1万9,500の小さいところでやる場合に、当然、余り格差が出るのはぐあい悪いというふうに思うんですね。限度5にすれば、どうしたって、どっちみち、例えばスーパーで使えるんであれば、5万円で6万5,000円分使えるわけですから、当然、普通、食費1カ月、どんな家庭でも、少なくとも4万、5万近くは使うわけですから、あれば絶対に買いますよね、3割も得なんですから。そしたら、この2,500、全部が全部5とはならないでしょうけども、これって、ちょっとおかしくないかというふうに思ったんで、まだ決まってないということなんで、ちょっとその辺は住民の中で不公平感が出ないような、やるんだったらですよ、いうふうにやっていただきたいということは、一言申し上げておきます。

それから、この要するに地域消費喚起生活支援型、全体で2,500億円、 国が補正組んでやるわけですけれども、実際に事業としては27年度、これに ついては、国のほうからメニュー例もいろいろ示されてて、別にプレミアムつ き商品券だけがメニューにあったわけじゃないでしょう。なぜ、平群町はこれ を選んだのか。そのほか、子育て支援型とか、低所得者向けとか、いろいろ国 からメニューも出てたと思うんです。これを選んだ理由っていうのは一体何な のか、その点はどうでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。今、御指摘賜りましたように、今回、国の制度の中で、地方創生の中で、この消費喚起型の事業が出てまいったわけでございますが、今、御指摘賜ったように、低所得者向けのこういうふうな消費喚起の事業であったりとか、子育て、もっと言いましたら多子世帯の事業もございました。そういった事業も、当然メニューの中にあったということは、まず承知はしておるわけでございますが、今回、地域全体の消費を喚起するという意味で、広く浅くではないですけれども、広範な消費の喚起という部分で、このような商品券、町民の方であればどなたでもというふうな側面から、このような商品券、町民の方であればどなたでもというふうな側面から、このような商品券の発行ということ統一的な企画にはなったかと思いますが、このような商品券の発行ということでなったところでございます。

また、いろいろ近隣等の状況等も把握した中で、どういった形でされるのかというふうな情報交換もする中で、やはり近隣の状況なんかも踏まえた上では、こういった全町的な商品券の発行というのが非常に多かったということも含めての結果でございます。

○議長

山口君。

○ 6 番

わかりました。それはそれで、一番手っ取り早いし、急いでやるということになれば、この施策を選んだということも別にわからなくはないんですが、ただ、やっぱり平群町の特徴にあったやり方、さっき子育てというのをちょっと出したのは、午前中からも出てたように、平群町の高齢化が毎年1%ずつ上がっていくというのは、要するに高齢者がふえてるのも事実ですけれども、逆に若い人たちが減っていく、ふえないで減っていくというのがやっぱり一番大きい。だから、早いんですよ、高齢化率が上がるのが。だから、そこはやっぱりちゃんと見ないと、そうであれば、やっぱり若い世帯に対する施策なんかも、平群町の場合ですよ、そういう平群町の今の課題から来るやり方というものも、やっぱり私は考えるべきではなかったのかなということは一言申し上げておきます。

次ですけども、もう一方の先行型ですね、地域創生先行型事業、これ、別に こういうペーパー出てますからわかるんですが、これ、来年度、新年度予算の 前倒しの部分が大分あって、全く新規にやるのは、このうちのどれとどれか。 前倒しはどれか。そういうものも資料としてやっぱり出していただかないと、 例えばコミバスなんていうのは、この間、27年度から国の補助が切られるから、この事業を使って1,300万、ここから生み出すということですよね、 1,500万か、1,596万6,000円。ほんであと、例えばですよ、教育のところの学校司書の配置も北と平群小学校はもう既に配置されてるわけです。今度、新たに南が今まで、全部かどうか知らない、常勤でなかったのを常勤にする。だから、そこの部分がふえるだけでしょう。だから、その辺ね、きちんと新年度で本来予算すべきものを前倒ししたのと、それから既にこれまでもあったやつをとりあえず、それが前倒しですよね。新たに、新規でどれとどれが本当に新規で地方創生に役立つものとして出されているのか、その点はどうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えさせていただきます。今回、地方創生の先行型ということで七つの事業について、選択をさせていただきまして、事業執行に向けて取り組んでまいるところでございます。

また、補正ということで措置をさせていただいたところでございます。

全ての事業を見ていただくと、既に類似事業みたいなことで過年度もやっておる事業も、今御質問の中でありましたように、幾つかはあるのかなというふうなところでございますが、基本的に国のこの事業に対しての考え方といたしましては、平成26年の12月27日、このまち・ひと・しごと創生法が施行されて以降に予算措置をされたものというのは、基本的に新規事業であるよというふうな、まず認識でございます。それを受けまして、どの事業を上げていくかという部分で、庁内で協議を行ったところでございます。

今まで、この記載しておる事業の中で、一番新規性の高いものということで言いましたら、まず1番目の地方総合戦略の策定というところでございます。これにつきましては、今後、27年度で策定をいたしまして、国の指針に基づくひと・まち・しごとの創生、いわゆる平群版の地方戦略の創生計画並びに人口ビジョンについての策定を行っていくというふうなところでございます。

それ以下のものにつきましては、おおむね今までも一定、議論をしていった中で、また町のほうでも一定事業に取り組んでおった事業を改めて継続してやるというふうな意味合いの強いものであるということで、まず御理解をいただけたらというふうに考えております。

○議長

山口君。

○ 6 番

今言った、地方版総合戦略というのは必須でしょう。だって、これしないと。だって、そのために前倒しで補正予算組まれてるわけやから。それ以外ほとんど全部、要するに27年度で本来やらなければならないのを、前倒しでやったということでいいわけですね。ということは、27年度、11月の住民説明会で赤字になると言ってた2億5,000万のうち、この分は、だからまあ、予定してなかったお金ですから、前倒しで国の交付金が入ってきたということになりますけれども、そういう考えでよろしいですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

御質問にお答えをさせていただきます。

基本的には27年度の予算の中で、今申し上げました事業については、予算措置をすべきである事業ということで計上しておったところでございますが、今回、こういうふうな先行型の補助メニューがあったということで、それに符合する事業を抜き出して、これがある意味平群町の地方創生事業やというふうな位置づけの中で、照らし合わせて措置をしたところでございます。

ちょっと、今回補正の審議でございますので、27年度の予算の状況というのは、ちょっと別の議論ではございますが、ある意味、27年度で実施をしていく事業の中で、より有利な補助メニューを活用しながら、平群町の地方創生を行っていくという部分での措置であるということで御理解を賜れたらというふうに思っております。

○議長

山口君。

○ 6 番

それでね、もう1点、この先行型のほうで聞くんですが、一番最初にある地 方版総合戦略、これを策定、27年度でされるわけですけれども、これ、もう ちょっとね、要するにこれで策定して、今、今回上げたやつが全部かどうかわ かりませんが、今の安倍政権では地方創生を全国展開というか、大きな柱に掲 げてやられるということですから、これ、平群町はどういう、今はまだ何もな いんでしょうけども、総合戦略計画策定、どういう計画を立てようとされてる のか、今の段階で町長が考えておられるようなことがあれば、若干説明いただ けますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

御質問にお答えをさせていただきます。今回補正予算で上程をさせていただいております総合戦略の計画策定でございますが、まだいかんせん、どういうものというふうな具体的な個々のテーマまでは絞り込んでおらないというのが現状でございますが、まず、大きな柱といたしましては、地方の人口ビジョンをどのように考えておるのかということと、あと地方版の総合戦略、その人口ビジョンをにらんだ中で、平群町なら平群町がどのような戦略を練って実行していくのかというふうな計画策定の中身でございます。

それぞれ、具体の中身はございますが、まず、今平群町が置かれております 人口状況というのを一つ整理をしながら、今後の人口動態であったりとか、産 業構造に関するような分析調査を行った後、それぞれ平群町の行政に与えるべ き影響みたいなものを分析をしながら、その分析結果をもとに、今後、平群町 が取り組んでいかなければならない戦略というのを策定をしていくというふう な計画ものといいますか、計画策定になっておるところでございます。

基本的には、一番喫緊の課題でございます人口対策というのがございますので、これにつきましては、第5次総合計画の中でも、平群町の人口対策ということで、一定の、五つでございますが、課題を挙げながら整理をしておるところでございますので、そういった施策と合わせながら総合戦略を策定してまいりたいというふうに考えております。

ちょっと、具体的な部分まではまだ見えてこないんですけれども、非常にざっくりした、概念的な説明で恐縮でございますが、そういった中身であるということでございます。

○議長

髙幣君。

○7 番

大体私が聞こうと思ってたことをメモに書いていたのが、皆、山口さんがお聞きになったようですけれども、ただ、今回、この先行型事業というのを書いたのをいただいて、予算書とも比較しながら見ておりました。当然、こういうことをやっていただくことによって、これからの平群の創生というんですか、そういうふうになっていくんであろうと思っております。

その中で、お聞きしたいんですが、じゃあ、具体的に1番については、人口 ビジョンというふうな考え方を今、大浦課長のほうからお話をされたというこ とで、これはある程度わかります。 そこで、じゃあ事業・業務委託料とかという、700万円入ってるんですが、これは当然、コンサルを入れておやりになるんでしょうか。というよりも、これも一つなんです。やはり、町民の皆さん方のお声をどこで、今回これを反映させていくのか、一つの例で言えば、5次総では、推進協議会でしたか、そういうのもございますし、そういう意味で、このやり方について、要望的な言い方ですけれども、やはり5次総がある意味で平群町の創生に役立つ考え方でやられたわけですから、こういうコンサルというのは、どんなところを入れられるのかというのも聞きたいなと思ってるんです。特に、人口ビジョンですから、コンサルさんが人口ビジョンを立てる、ちょっと考えてみたら難しいんじゃないかなと思います。そういう意味では、町民さんのお声を聞くと、こういう観点が必要ではないかと、こんなふうに思っております。

それから、2番目、公共交通のところで、やはりこれも町としては2,000万円持たないといけないんですが、3,500万円の事業費を出されてるわけです。そうすると、今、我々が公共交通委員会でしたか、この間ありましたが、傍聴で聞いたような内容なのか、それともさらに、何か求めていこうとする考え方がここに反映されてるのか。言っても、具体的には、これ見てみますと業務委託料が3,000万ですか、それから公共交通会議負担金というふうな感じで書かれてるんですけれども、じゃあ、具体的にどんなことを進められるのか。前回の公共交通委員会でも26年度で国の補助金がなくなるとかという問題点、相当出ておったと思うんです。そういう意味で、具体的に何を考えてこういうものをやっておられる、目的的なところ、それを御説明願いたいのと、さらに4番目の平群ブランド、これで500万円充当されて、町費として、また220万ほどお出しになるんですが、細かく書かれておりますけれども、具体的に何を考えてるのか、その辺をお聞きしたいんです。特に、古都華というところに25万円の負担金ございます。じゃあ、それ以外の農産物に対しての考え方を持っていくのか、お聞きしたいと思います。

あと、細々としたことは、ある程度、先ほどの補正の説明でわかりましたけれども、今申し上げた企画費のところ、コミュニティバスのところ、それから 農林業振興のところ、このあたりについては、もう少し詳しく御説明を願いた いと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの髙幣議員の御質問にお答えをさせていただきます。私のほうから 総合戦略の、どのような手順なり、住民参画も含めてというふうな御質問であ ったかと思いますので、その部分についてお答えをさせていただきます。

まず、今回の総合戦略の策定でございますが、策定の指針の中で、行政だけでつくるもんではなしに、やはり住民の参画、特に有識者の意見を聴して計画策定をするというのが必須になってございます。例えば、教育関係の方、経済、金融関係の方、また地域の方というふうなことで、それぞれどういうセクションの方を何人というふうなことではございませんが、一定、そういうふうな行政とは違う分野の方の参画をしていただいて、総合戦略の策定ということが義務づけられておりますので、そういった意見聴取の場を持たせていただいて、この総合戦略の策定を考えておるところでございます。

事業・業務委託料の中で、一定、700万という形で予算措置をさせていただいておりますが、そもそもこの総合戦略につきましては、基本的に、そこの自治体が自分とこでつくりなさいというのが基本的な考えでございますので、コンサルさんにお願いする部分につきましては、一定、住民の方の意識調査、例えば、アンケートをするに当たっての、そういったもろもろの事務作業のお手伝いであったりとか、資料の整理、また技術的な助言というところで、そういうふうなコンサルさん、いわゆるコンサルさんにつきましては、まちづくりなどを担任されておられるような、近い事例で申し上げましたら、御質問の中にもございました総合計画などをつくったセクションの方が、こういう業務を合わせてやられてるのかなというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、まだちょっと予算措置の段階でございますので、 どういうふうな発注をかけて、どういうふうな策定をしていくのかというのは、 まだちょっと具体的には詰まっておりませんので、アウトラインの話といたし ましては、そういうふうな思いで計画策定を考えておるというところでござい ます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの質問にお答えいたします。まず、コミュニティバス事業の内容についてでございます。これにつきましては、まず、この一覧表にも書いておりますとおり、公共交通の空白地域における移動手段の維持確保という、この地方創生先行事業の一覧の中でやってるものでございまして、ただ、冒頭、この事業につきましては、新年度予算の基本的には前倒しという形で考えております。ですので、今現在、ダイヤ、ルートの見直しを行いました西山間ルート、南北循環、南ルートの運行、それにかかわる諸経費、それから公共交通会議への負担金という形での事業の予算計上しているものでございます。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

平群ブランド推進事業についてですが、こちらのほうは、これまで特産品開発ということで、遊休農地等を活用して実施してきています事業を継承する形のものということになります。

また、古都華の負担金ということですけれども、こちらのほうは、昨年の5月に奈良市と広域連携協定を締結しました。その関係で、一定、協議会負担ということで25万円を措置したということでございます。

○議長

髙幣君。

○ 7 番

ありがとうございます。これからのことですから、なかなか答えにくい問題であろうと思いますが、ただ、ちょっとこれ見てましたら、今、観光産業課長の話で、申しわけないんですけれども、余りにも古都華の負担金は別として、上ずっと眺めていくと、具体的に書かれてるケースなんですよね、金額的に見て、あるいは科目的に見ても。ということは、ある程度の計画ができ上がってるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

計画ができ上がってるというお尋ねです。これまで、先ほどの答弁で申しましたように、遊休農地解消のモデル事業ということをスタートとして、特産品開発の事業ということで実施してきております事業を継承しておるということで、名称が平群ブランド推進事業ということで事業を進めるということでございます。

○議長

髙幣君。

○7 番

答えにくい問題だと思います。余りにも細かく書かれておりますのでね、具体的にこういうことをやってるんだ、やるんだというのが出てもいいんじゃないかなと思います。

それからもう1点、総合戦略の計画策定というところで、確かに町の人方、 いわゆる平群を知っている人を入っていただかないと、こういうことはできな いんじゃないかと、そういう意味で、私はたまたま5次総の推進協議会ですか、 ああいうところの方々と、やはりつくったものの責任もありますから、一緒になって考えていく、そういう手段をとってほしいなと思っております。ただ、余りにも今回お書きになってるところは具体性に欠けるような問題でありながら、金額は幾らとか、謝礼は幾らとか、そういうふうにお書きになってますので、もっとでき上がってるのかなと思っておったところです。そういうことで、大浦課長、もう一度お聞きしたいんですが、これ具体的には、これから、いつぐらいにこの計画ができ上がってくるのか、とりあえずこういうところに、こういうコンサルにこういうものを頼むんだとか、こういうところがわかればお教えください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

高幣議員の御質問にお答えをさせていただきます。総合戦略の策定でございますが、いつまでにという部分でございますが、これは27年度に繰り越す事業でございますので、基本的には27年度中にはこの計画というのは策定、逆にしなければならないというふうな位置づけで進めていくような考えを持っておるところでございます。

ちょっと、具体的に、そしたらいつの段階でそういうふうなコンサルさんを 含めた業者発注をして、いつの時期にそういう、今議員のおっしゃられたよう な有識者会議的な、また総合計画の審議会的な、住民参画の会議の場を持って やっていかなならんのかというふうなところでございますが、ちょっとまだ具 体的にそこまでスケジュールを描き切れておらないというのが現状でございま す。

ただ、もう終わる終期は決まっておりますので、一定、早い時期に、それこそやっぱり年度がかわって早々には、この部分での作業的なものについては着手をして進めていかなければ、逆に間に合わないというふうなこともございますので、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長

髙幣君。

○ 7 番

ありがとうございます。徐々にわかれば、またお教え願いたいと思います。 それとは別に、16ページの社会教育費、発掘調査受託事業費のところで、 これはマイナス補正なんですけれども、先ほどの話では、信貴畑の発掘調査中 止というふうなことでしたが、もうちょっと具体的に教えていただけますか。 どこの何を中止したのかお教え願いたいと思います。16ページです。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

これにつきましては、補正までしてつけていただいた予算で、場所は信貴畑の上台城跡の遺跡の発掘調査です。中止というか、原因者負担でということになるんですけども、原因者のほうで26年度内の着工が地元との関係で地元同意の取りつけ等々が難航しているというふうなことで、年度内の着手が困難ということになったという判断で、今回減額させてもらっております。

○議長

髙幣君。

○ 7 番

わかりました。いずれにしろ、ちょっとここの書き方では、具体的にどこで、 どうなったのか、なぜ中止になったのか、その辺がわかりませんでしたんで、 お尋ねしました。

以上です。

○議長

森田君。

○ 4 番

地方創生先行型事業ということで、本来なら戦略があって事業をされるのが一般的だというふうに思うんですよね。将来の平群町をどういう戦略的にですね、先ほど課長から人口問題が喫緊の課題だと、町長御存じですか、平群町が20年度から24年度の厚生労働省が出された合計特殊出生率、平群町一番下ですよ、1.1ですよ。県下で一番少ないんですよ。先ほど、町長が、人件費の問題で話したときに、前任者の問題もあってと言うんですけど、町長が8年間何もされなかったから、出生率が1.1なんですよ。それが、ふえない限り、平群町の若年人口は私ふえないと思うんですよ。そういうことを、根本的なことを解決するようなことをまず総合戦略のほうできっちりまとめてほしい。

それと、この中で、先ほど山口議員からあったんですけど、継続的な事業をもう一度確認します。2番のコミバス事業と、3番の子育て支援センター事業、それと図書館司書、これは先食いという、表現はよくないんですけども、ことで28年度以降も継続してやらないといけない事業というふうに理解していいんでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問にお答えをさせていただきます。この先行型の事業の中身といいますか、どのような背景でという部分について簡単に御説明申し上げましたら、今回の補正で提案をさせていただいてるもんでございますが、基本的には今、御質問の中でございました地方版の総合戦略を策定をするための経費に充てるものというのが本質的なもんでございます。そういった計画を立てて、5年間の計画の中で、どのように国の指針、また地方の実情に合うような施策を展開していくための計画の策定であるということと、あともう1点、地方の積極的な取り組みを支援する、自由度の高い交付金ということで、そこの部分については、言葉のとおり、今現在戦略はできておりませんが、今後平群町なら平群町の地方創生をする中で、必要だと思われる喫緊の事業について、それぞれの事業費目について支援をする交付金ということで位置づけを受けておるところでございますので、今、一覧表でまとめさせていただきましたものが、平群町版の地方創生、喫緊の事業やということでの御提案ということでございます。

ただ、いろいろ御審議の中で、26年度も継続してやっておるもの、また、 今後とも平群町のまちづくりの中で継続してやっていく必要があるというのは ございますが、その部分につきましては、この地方戦略ができた段階で、一定、 事業の取捨選択をしながら、継続してやっていくべきもの、またそうでないも のということを勘案しながら進めていくべきなのかなというふうな思いは持っ ておるところでございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

いろいろのことをお考えになってやってるんですけどね、私はもう平群町の 財政を考えたら、もう選択と集中だと思うんですよ。こんなことをしてたら、 財政が私は持たないと思いますよ。日本創成会議の増田さんがまとめた資料を 見ても、やはり総花的なことをやめて、選択と集中をやりなさいと、そういう 取り組みが大事だというふうに答申されてますので、まとめのときは、そうい うことでお願いしたいと。

それと、それに関連してコミバス、前年度3,700万予算上がってたんですけども、前年度というか今年度ですね。26年度かな。これ、3,600万ということは、約150万ほど予算減になるということなんですけども、そのことと、事業費としてはほぼ倍じゃないですか。あと収入でカバーしてるんじゃないですかね、そうじゃなかったですかね。事業費、NCバスにお支払いするのは、差額をお支払いしてたというふうに記憶してるんですけど、事業費か

らすれば、もっと多いんじゃないかなと思うんですけども、その辺、どのように理解していいんでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまのコミバスの御質問にお答えいたします。まず、26年度と比較ということの中では、この委託料3,068万8,000円につきましては、26年度当初では3,368万8,000円と、約300万円ほど少ない額であるということでございます。これにつきましては、コミバスの委託の中で、今まで経費の中にかかっておりましたバスの、いわゆる減価償却する費用につきましては、27年度以降にはそういった経費が入ってこないということで、若干その委託する費用が下がってきたということでございます。

それと、このコミバスの委託に当たりましては、バスの運賃収入につきましては、バス運行事業者のほうで収入し、その分を差し引くということで、おおむね収入につきましては、約300万円程度の運賃収入があるという見込みで、その部分が委託料から差し引かれたものを予算計上しているということで御理解いただきたいと思います。

○議長

森田君。

○ 4 番

そうじゃなくして、事業費、お金をくれるんでしょう、相手が。補助金としてですね。差額、収入の分まで引かずにもらったらいいんじゃないですか。もらえないんですか。これ充当した金額、要するに収入を差し引いた金額、事業費としては運行委託料はもっと高いんじゃないですか、実際の。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問でございます。ちょっと、私の説明わかりにくかったかと思うんですけども、この委託料の3,068万8,000円といいますのは、実際のバスの運行にかかった費用から運賃収入はバス事業者が直接収入し、その分を差し引いたものを委託料として支払っております。町のほうが直接収入するという形式ではなく、いわゆる運賃収入につきましては、バス事業者が収入しているということで、その分を町が一旦入れたとしても、その分を町が入れる、いわゆる根拠といいますか、使用料条例とか、そういうのがございませんので、こういった公共交通につきましては、今、バス事業者が運賃収入とし

て収入した差し引き部分を町が委託料として支払っているということで御理解 いただきたいと思います。

○議長

森田君。

○ 4 番

そういうことはわかるんですけどね、変えたらいいじゃない、制度を。お金 たくさんもらえるんであれば。そのことは、今回もうやめときましょう。

それと、ふるさと納税が、金額が100万、何か私、1回聞いたときは二十何万ぐらいだったというふうに理解してるんですけども、急に七十何万ふえてるんですけども、その内訳、何名の方からどんな状況の寄附があったということがわかれば。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ふるさと納税でございます。今回、100万円の増額ということで、寄附金額の増額補正をさせていただきました。議員のほうから御質問の中で、賜っております件数につきましては、そのとおりでございますが、割と最近なんですけども、とある1法人からなんですけども、ふるさと納税ということで100万円の寄附を頂戴いたしました。その分、今回改めて予算措置をさせていただきましたので、単純に申し上げましたら、今回の100万円分の寄附が載ってきたということで、御理解いただいて結構かというふうに考えております。

○議 長

戎井君。

○2 番

私、総務建設委員のメンバーではないので、ここでしか発言ができないので言いますが、総合計画を策定するのに業務委託料が700万円計上されてます。多分、コンサルに委託するんだろうと思うんですけども、さっきもそういうことをおっしゃってました。ちょっとみんなで反省してほしいんですけど、例えば、さっきから出てるコミバスかて、4年前にコミバスの運行の計画そのものの、バス事業者ちゃいまっせ、コミバスを走らせるについての計画を立ててもらうのにコンサルに委託をしたけども、4年間かかって、乗客は一つもふえへんし、毎年毎年、下手したら1年に2回も停留所を変えてみたり、ルートを変えてみたりせないかんような計画しか立てへん、そういう計画しかできへんかったコンサルやと僕思うんですね。これもう明らかに業者の選定の失敗やと僕思うんですよ。ほかにも、コンサルに頼んで、なかなか答えが出てけえへんよ

うな事業もあるし、また、以前にはコンサルに頼んだけれども、平群町にとって非常に適切な案を出してくれたコンサルというのがどれだけあったやろうかと、こう思うんです。

さっき、午前中に、僕ちょっと言いましたけど、1回コンサルに頼むのなんかやめて、全管理職や主幹が集まって、もう自分らの給料上げるために、そういうオーバーな言い方せんでも、700万円の事業委託料を節約するために、みんなで持ってる知恵を出し合って、そら専門的なことを教えてもらわなあかんというコンサル、そらそういう頼み方もせなあかんこともあるかもわからんけど、1回、何かの事業をコンサルに頼まんと、町長以下、主幹の人まで、みんな含めて知恵出し合って、自分らの町がもうちょっと財政ようなるために、あるだけの知恵をみんなで出し合うというようなことをやって、コンサルを一遍、鼻を明かしてみたらどうですか。私はそういうふうなことを、今しか言う機会がないから言うときますけども。要望です。

○議長

下中君。

「答弁ええの」の声あり

○ 2 番

答えられへんやろう。

○10番

言うのやったら言うたって構へん。

○議長

ええのか。

○政策推進課長

結構です。

○議長

下中君。

○10番

目玉であるような総合戦略ということで、先ほどいろいろ大浦課長のほうから御答弁ありました。喫緊の課題は人口問題で、それに対するいろんな戦略を描いてくるということで言われておりますが、それはそれで結構ですけどね、そしたら第5次総どうなってますか、そこにちゃんとビジョン書いてあるのと違いますのん。それの上塗りですか、これ。もっと上を行くような総合戦略を出すのがこの会議違いますかな。その辺、どうお考えですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

下中議員の御質問にお答えをさせていただきます。今回の地方創生にかかわります総合戦略につきましては、国の、いわゆるまち・ひと・しごと総合長期ビジョンということで、まちづくりの中で国策としての施策の中で、いわゆる我が国の人口問題から、あと高齢化の問題を中心に取り上げた、その部分にある意味特化したような施策を展開をしていくという部分で、それにかかわって、地方公共団体がそれぞれの地域の実情に合ったような人口対策であったりとか、また雇用の促進、子育てといったような、いわゆる人づくり、まちづくり的な施策を特化したような形でやっていくというのが今回の国の示しておる総合戦略の一つの大きな指針ではなかろうかというふうに考えております。

先般、今御指摘のございました平群町の総合計画でございますが、総合計画といいますのは、今申し上げた、確かに、今議員のほうからも御指摘があった、私が今申し上げたことというのは、非常にまちづくりの中で大事なことですし、大きなウエートを占める施策であることは間違いございません。ただ、総合計画の場合は、それ以外にもいろいろな町全体を捉まえての制度、政策、またビジョンというのがあるものでございますので、ちょっと私どものほうの頭の整理の仕方としましては、総合計画にうたわれております、例えばうちの総合計画は、こういった人口対策というのを今回特化した形で計画に盛り込んでおります。こういった計画をある意味、もう少し特化をしたような戦略として、今後どのような計画を立てていくのかというのが、この地方創生に向けた総合戦略のあり方ではないかなと。いわゆるここから何ぼか抜き出して、それをもうちょっと実のあるもの、実効性のあるものにするというのが今回の計画づくりではないかなというふうに、まず理解はしておるところでございます。

以上です。

○議長

下中君。

○10番

大浦君、非常にわかるような、わからへんようなお話で、それはよくわかる話です。実際、我々としては10年間のまちづくりということで、総合計画を策定されて、それに向かって進んでるわけです。3年か4年に1回検証もしていくということでされております。その中での、やはりこれからの平群町がどうあるべきかということに特化した総合戦略を立てていくということですかな。まだ漠然として、具体的にはまだまだわからないという部分もあり、先ほど大

浦課長も答弁されておりましたけど、やはり本当に人口問題だけでなくて、これからの平群町はいかにあるべきかということに、かなり特化した、進化した、そういう戦略を立ち上げていただくような策定委員会であってほしいなと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今、下中議員のほうの御質問でございますが、今、御質問の中にありましたように、本当にそれぞれ、平群町を捉まえての課題というのは、非常に喫緊のものも多いです。特にやっぱり人口対策というのは、非常に悩ましい問題であり、かつ特効薬といいますか、性急な回答が見つからないような課題でございます。そういったものを含めて、今後この総合戦略を立てる中では、今、議員のほうから御指摘賜りましたことも十分に踏まえて、計画策定に勘案してまいりたいというふうに考えております。

○議長

山口君。

○ 6 番

僕もちょっと聞いておきますが、何ページかわからないですけど、廃棄物のところで、一つはし尿の運搬処理委託料3,000万減額、処理量が減ったからだというふうに思うんですが、その要因。それからもう一つは、廃棄物減量推進事業費の役務費で70万、それから財源変更、その他収入を800万減らして、一般財源730万ふやしてるという予算組みになってるんですが、指定袋の売払金が当初2,895万8,000円組んでたのが800万減ることになるということだと思うんですが、その辺の要因、その2点について説明いただけますでしょうか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

し尿処理費のところでございます。12ページになりますが、し尿運搬・処理委託料3,000万減額をさせていただいております。これにつきましては、当初見込んでた9,370キロリットルが、実施によりまして処理費が少なくなったということでございます。その要因といいますのは、公共下水道の接続に伴う集中浄化槽の箇所でございます。椿台、若葉台、ローズタウン若葉台と、その3カ所の接続があったわけでございますが、それが当初見込んでいた数値より少なくおさまったというんですか、少なく処理ができたということでござ

います。そのような原因で、あと通常分として、今まで2月まで来たわけでございますが、平均的に直しますと、170キロリットルほどの減が見込まれるということで、集中浄化槽の850キロリットル、3地区の850リットルと通常分の170キロリットルを足しまして、1,020キロリットルの減が予測されるということで3,000万円の減額をさせていただいたところでございます。

続きまして、役務費の手数料の件でございます。70万の減額をさせていただいております。これにつきましては、ごみ袋の売払手数料の減額でございます。歳入の8ページになりますが、指定ごみ袋の売払金の減額を800万させていただいております。これにつきまして、これとリンクいたしますが、手数料800万に対して、9%の委託手数料を当初考えておりました。ということで、手数料分として70万円の減額をさせていただいているところでございます。

なお、指定袋の売払金につきましては、800万の減額というのは当初1,460万ほどの、25年度の実績を見まして、その倍ほどの2,890万ほどの予測をしとったわけでございますが、ごみ袋の販売の数値が少なくおさまる予測であるということで800万円の減額をさせていただいてるところでございます。

以上です。

○議長

山口君。

○ 6 番

指定袋の製作費は減らしてないわけやから、当然、在庫がいっぱいあるということになるんですよね。新年度予算で見ると300万しか組んでないから、それで見合うのかなというふうに思うんですがね。きょうでなくていいですけども、予算の総括のときでもいいですから、在庫も含めて、残ってる数大体わかるわけですから、1年間で、じゃあこの有料袋ね、減っていくのは、もちろん減量化にとっていいわけですから、減ることは別に悪いことではないんですが、一体、例えば26年度、実際に在庫余ってるとか、そんなんを全部見て、実際に幾らの袋が利用されて、それに対して収入が幾らあって、支出が幾らあったか、それをちょっとどこかで出していただきたいんです。絶対に年度末できちっと終わるわけじゃないですから、在庫がずっと残っていって、ぐるぐる回っていくというのはわかるんですが、1年でどうなのかというのはやっぱりきちっと検証しておく必要があるんで、その数字は、予算の総括のときでも、総括いうたらあしたか、あした出るかどうかわかりませんが、予算委員会、今

議会中にその資料は出していただければと思うんですが、それはよろしいですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

26年度はいま2月末までの数値として押さえております。25年10月から有料制を実施したわけでございますが、一応、製作あるいは販売の数値等々を押さえておりますので、今会期中に資料として出させていただきます。 以上です。

○議長

井戸君。

○ 1 番

ちょっと話が先ほどに戻るんですけども、716万円、事業費、地方版の総合戦略で、戎井議員と髙幣議員もおっしゃられたところなんですけども、やはり気になるのが事業・業務委託料の700万円、これ実際、716万円のうち700万円が事業・業務委託料という形なんですけども、今までの見た感じで言いますと、すごく、ある程度頼まざるを得ない部分はあると思うんです。書類を作成するのに、手間といいますか、これは職員でする、職員の数も足りないので、任せるのはわかるんですけども、先ほど戎井議員がおっしゃられたように、一切こちらでやるという考え方もありますし、また、もしつくってもらうなら、きれいなパンフレットであるとか、そういうすごいね、やはり頼むときれいで見やすくて、心地のよい言葉が並べられてという、分厚いパンフレットが届くんですけども、それが必要なのかと言われたら、正直、見る人もそんなにいないですし、あれこそ白黒でわら半紙でもいいと思うんですね。問題は何が必要かというと、例えば人口政策であれば、人口が具体的にふえるかどうかが重要なわけで、その附属品はちょっとお金はかけなくてもいいんじゃないかと思います。

もし、700万円の大きい、最大700万円ですけども、でしたら、これは提案なんですけども、今はやりの成果払い、出来高払いにして、今までの700万円でこんだけやってくれではなくて、300万円ぐらいでこれをやってくれと、人口がきっちり、例えば目標が1,000人であれば、1,000人に届くような策定をきっちりしてもらえるような業者であれば、さらに300万円というふうに、決まった金額ではなくて、出来高払いですよね、そうすることで、業者もきっちり真剣に取り組むでしょうし、企画の部分でも知恵を出してもらえるでしょうし、それに自信のない業者は最初から参入もしてこないで

しょうし、そういう意味では、ちょっと今のやり方ではもったいないんじゃないかなと思うんです。ある程度、書類つくるのも必要なので、大事なんはわかるんですけども、これだけ見てると、ちょっと謝礼が14万円ということは、頭脳の部分が14万円なのかなと、委員会形式でやっても、ちょっと心配。一番大事な頭脳の部分がほとんどお金に反映されてなくて、そういう附属の部分、成果物と言われるパンフレットにそんだけのお金が注ぎ込まれるのはどうかと思うので、これは提案しておきます。

もう1点は、ちょっとお聞きしたいのが、教育の分野、委員会付託なので、 簡単に、教育の教材費で140万円のデジタル教科書、国語となっているんで すけども、まずこのデジタル教科書、かなりの金額、1クラス、これ全ての小 学校のクラス数で割ってないので、1学年で一つなのかなとは思うんですけど も、そうすると8万円、7万円となってくるんですね、1教科。なってくるん ですけども、違えば言ってくださいね。

これは、どの程度効果があるのかということなんですけども、まあ言うなれば、普通に教科書をプロジェクターに映して、前を見て、子どもたちに説明するのと、このソフト、これを使う、これデジタルって書いてあるんで、ソフトだけだと思うんですけども、ハードの部分はテレビなのか、専用機器なのか、電子黒板なのか、ちょっとその辺も含めて違いをちょっと説明していただきたいんです。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

デジタル教科書に関する御質問です。これにつきましては、140万1, 00 円なんですけども、内訳は今議員おっしゃったように、国語のデジタル教科書を1年から6年まで、6冊です。それ、1冊が単価ベースで言いますと7万2, 000 円ということですので、それを6冊で46万6, 560 円、これを平群小学校、南小学校、北小、それぞれに配付させていただくというふうな計画です。

どんな効果があって、どういう手法でという御質問やったと思いますけども、 資料の中にもあると思いますけども、学校でのICTの教育環境の整備事業と いうことで、こういう媒体を使って教科指導をしていただくというふうなこと で、情報社会の中で対応できる、そういう効果があるんじゃないかなというふ うに思います。

また、電子黒板を使って活用するというふうな形で予定してます。

○議長

井戸君。

○ 1 番

ということは、電子黒板に映し出してということですね。これ、電子黒板も買うとき、すごく高かった記憶があるんですけども、やり方によっては、これも効果的に安く、なぜなら、この140万円使っても、まあまあ、100万円が今回国の補助なんで、そういう形になったとは思うんですけども、やっぱり国語だけという、こんだけ金額使って国語だけというのは、すごい寂しいものがありまして、例えば教科書を普通に映すだけで、子どもの集中力は前に集中しますし、いろんな面で有効な部分もあります。そうだと、もうコストはほとんどかからない、皆さんで協力すれば、もうほとんどかからなくて、みんながそういうように対応できると。そういう現場の先生方にちょっと御苦労かけるかもしれないんですけれども、ただ、ちょっとこの電子黒板というのも、そんな数あるわけでもなく、あれ、移動も大変なので、その辺で、逆に使わない先生もおられるのじゃないかなということがやっぱり心配されます。

その辺とかは、どう考えておられるのか。どうしても数も少ないですし、移動も大変ですから、一々国語のために視聴覚室に行くのかとか、そういう問題が出てくると思うんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

視聴覚室に1台しかないというもんではありませんので、教室のほうに配置しています。活用については、これはもう当然、現場の先生の腕次第というか、そういうこともあると思いますんで、その力量を問われるわけですけども、そこら辺についても、委員会としても、できるだけ、せっかく入れるわけですから、活用していただきたいと。

当初は、この事業が想定してなかったときは、欲しいけども、これを27年度で予算要求して、いただけるかどうかというのは、非常に疑問があったんですけども、こういう形で、地方創生先行型事業ということで、意味合い的に、趣旨に合致するというふうなことも含めてありましたので、ぜひ活用したいというふうに思っています。

○議長

井戸君。

○1 番

今、おっしゃられたように、もとからそういう要望が上がっていたとか、そ ういうことであれば、これ、本当にありがたい制度なので、できる限り、せっ かく導入するのであれば、使う効果が見込まれるのであれば、頻繁に研修を行 うなどして、いろんな先生にも使えるように、できたらお願いしたいと思いま す。

以上です。

○議長

委託料はええねな。

○1 番

じゃあ答弁、すみません。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

井戸議員のほうから御質問でございます委託料の部分でございます。今回、補正におきまして700万というふうな予算の計上をさせていただいております。先ほども、髙幣議員の御質問の中でお答えさせていただいたかなと思っておりますが、今回の地方総合戦略につきましては、少し乱暴な言い方になるかわからないんですけど、全てコンサルさんにお任せをして、作成をというふうなものではございませんでして、基本的に総合戦略については、各それぞれ市町村、そこの自治体がつくりなさいよというふうな、一定の住民さんの意識調査や希望調査等にかかわるようなアンケートであるとか、いわゆる意識を集約するような取り組みの部分についての業務を一部委託をすると、業務委託をするというふうな中身でございます。

それとあと、当然、そういうふうな専門の業者の方ですので、いろんな形での助言であるとか、技術的な支援というのは、それぞれ頂戴をしていくというふうな考え方になっておるんですけれども、基本的には、やっぱり最後は町のほうで策定をしていかなならんというふうなことでございますので、委託料の中身の内訳という部分では、そういった費用でございます。

700万というような費用でございますが、これもまだ、言うても見積もり 段階の中身をある程度精査したものでございますので、あくまでも今予算の置 き方ということで御理解をいただいて、必ず700万の業務になるかどうかと いうのは、ちょっと不明なところもございます。

議員のほうから御質問いただいた謝礼の部分であるとか、そういったもろも ろの経費も一定見ておりますが、こういったものにつきましても、当然計画の 策定を見ながら、ひょっとしたら事業内の流用等も含めて、事業費の置き方も 考えていかなあかんのかなと。特に、謝礼なんていうのは、今おっしゃってい ただきましたように、こういうふうな策定にかかわっての、各委員の方々にお支払いをさせていただくというふうなつもりで置いておる費用でございますので、その辺の、そういった会議の持ち方によって若干変わってくることもございますので、いずれにいたしましても、なるべくそういった多くの方の意見を聞きながら策定をしていくというふうなことで進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長

繁田君。

○11番

1点だけお聞きをしておきます。4ページに出ております繰越明許費、第2 表についてなんですけれども、今ずっと議論になってます地方創生関係の予算、 それからプレミアム商品券については、これは当然、明許繰越になるというの はわかるんですけれども、当初予算を組まれていた事業、あるいは補正で事業 をするということで増額になった事業が年度内に執行ができないということで 繰り越す予定で表に上げられています。4件ほどあるんですが、ちょっともう 委員会付託の予定もありますので、他の事業は説明はもう省いてもらって結構 なんですけれども、1点、西小学校の跡利活用計画策定事業、これ金額が48 6万円が繰り越されることになっております。当初予定が750万円でしたか ら、270万ほどは執行されたということなんですが、当然、明許ですから、 平成27年度、次年度中には完了しなければならないんですけれども、次年度 中ということは、最長、来年の3月31日までということになるんですね。住 民の方から、あれは一体どうなってるんだというお問い合わせも来ていますし、 この間、議会でも何人かの議員が西小学校の跡利用はどうするんだという質問 もさせていただいております。ですから、繰越明許になるのであれば、その辺 は前もってしかるべき説明があって私は当然だと思うんですが、現時点では一 体どうなっているのか、それから次年度の大体いつごろ、きちっとこの計画が 策定をされて、住民の方々の前に提示をしていただけるのか、利便に供してい ただけるのか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの繁田議員の御質問にお答えをさせていただきます。繰越明許費の中で、大半が今回地方創生の案件というのがございますが、26年度からの予算の繰り越しということで、西小学校の跡地利用の計画策定業務486万円繰り越しをさせていただいております。この分につきましては、予算では今おっ

しゃっていただいた 7 0 0 万何がしの費用でございますが、入札等を行った結果、今業者との契約額というのが 4 8 6 万円ということでございますので、契約額全てを繰り越したということになっております。これも一定のコンサル業務でございますので、どこからどこまでが出来高で、どこからどこまでがというふうな区分がつけがたいところもございましたので、基本的にはもう契約額全額を繰り越しをさせていただいたということでございます。

今の現在の進捗状況というところでございますが、ここ何度か議会の一般質問等でも質問賜っているところでございますが、現在、今、西小学校の跡地を利活用するに当たりまして、一定の法的な諸要件もあるということでの整理、今現在やっておりますのが、そしたらどの部屋にどういった機能を持たせて跡地利用を進めていくんだというふうな、ざっとしたマスタープラン的な案をつくっておるところでございます。それをある程度整理をさせていただいた上で、実はできた段階で地元のほうに一定説明をというふうに思っておったやさきでございます。その辺の地元説明というのを今からある程度やっていきたいなというふうに考えております。

それを受けまして、一定の計画案が固まった段階で西小学校の跡地利用計画 ということで、また議会のほうにもお示しをさせていただきたいというふうに 考えておるところでございます。

これはあくまで計画策定でございますので、今後それぞれの計画が決まった 部屋の使い方、例えば福祉の部屋の用に供するような施設であったりとか、例 えば農産物の加工云々というふうな施設に供するようなもんがありますが、一定、整備につきましては、工事等の関係もございますので、何年かの年度に分けながらやっていくということでございます。あくまでも計画の策定については、27年度のしかるべき時期には、一定、計画案ということでお示しができるように対応させていただきたいというふうに考えております。

○議 長

繁田君。

○11番

ですから、それがいつごろになるのかというのを説明願えれば一番ありがたいんですね。その取り組んでおられるというのはよくわかるんですが、もうほぼ1年を経過している中で、何も具体的な提示がされていない。まだですよ、しかも、これからですよ、各部屋の使い方をこれからまだ検討して、地元に説明をして、そこから計画案をつくって、利用計画という、物すごいまだ長い長いスパンを、今の説明であると思うんですよね、聞こえるんですよね。

だから、本当に使わせてほしいという要望がいっぱい来てるんですよ。議会

でも申し上げました中央公民館の部屋がなかなかとれないから、暫定的でいいから、あそこを利用できないかという御意見もありましたし、他の議員からもいろいろ意見が出てたと思うんですね。だから、これだけ長い期間をかけないと利用計画の策定ができないのかというのが私は不思議でならない。タイムスケジュールはどうなっているんですか。きちっと、こういうものはタイムスケジュールを引かないと、これいつまでたってもできないんですよ。いつまでたってもあのまま放置しておくと、住民の方々からの批判の的になるんです。せっかくある建物を遊ばせておいて利用しないのかと。だんだんこの批判の風当たり強くなりますよ、早くしないと。タイムスケジュールを示してください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

議員の御質問にお答えをさせていただきます。確かに、おっしゃるとおり、 一定、スケジュール感を持ってという部分では、非常にまだでき得ていないと いう部分については、非常に反省をまずしておるところでございます。

ちょっと、説明の言葉足らずなところがございまして、ある程度、どの部屋をどういうふうな利活用にするかというふうな計画の素案というのは、もうある意味できております。それを今度、いわゆる地元の説明会ということで、地元のほうの方の意見を聴して、それを具体化をしていくというふうなことでございますので、一日も早く地元説明をさせていただいて、町の素案というのがそれでいいかどうかということの確認作業を進めたいなというふうに考えておるところでございます。

具体的には、今ちょっと具体的なスケジュールを持ち合わせておらないところでございますが、なるべく早い時期に、4月であるとか、5月であるとかという時期に、一定、地元説明会をさせていただいた中で、夏ぐらいをめどに移転の計画案はつくりたいというふうには考えております。努力目標という部分で。

その後のスケジュールでございますが、一定、議会のほうにもお示しをさせていただくという部分と、あと、あくまでもこれ、利活用の基本的な計画でございますので、それをもって、例えば工事の実施設計であるとか、すぐに何か転用ができるに当たっては、一定の工事等も必要になってまいりますので、そういった時間が今後必要になるのかなというふうな思いはしております。

いずれにいたしましても、廃校といいますか、施設として使わなくなって長期に放置するというのはよくないので、そういった部分については、なるべく早い時期に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

ちょっと、ここで本会議場できちっとテープに残したいと思いますので。先 月の24日に公共交通会議がございまして、議会の特別委員会がございました。 その中で、27年度は公共交通、コミバスですね、実施運行していくというふ うに御答弁をたしかされたように記憶しております。ここで確認したい。ここ では試行運行と書いてある、まずこれ一つ、どっちかなということを、繰越明 許しますので、実質上は27年度になります。

それともう一つは、平群町公共交通連携計画の利用者の最低需要基準等々についての基準は継続されるのか、27年度へ。その基準は継続しますよと、26年度で終わりますという基準がね、27年度で継続しますよと、こういうことで認識してよろしいんですか。この二つの点について御答弁願います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

先般の公共交通特別委員会の中でたしか、町長の答弁の中では実施というように、そういう試走運行ということでなくて、実施運行というふうな形で答弁されたかと思うんですけれども、まず、現在、幼保園の4月の開園に向けまして、4月のダイヤ改正に向けてコミバスのルート・ダイヤを今回見直しさせていただいたと、そういった実際の運行の状況も踏まえた上で今後のコミバスにつきましても、その状況を踏まえるということの中で、地域公共交通連携計画につきましても、その基準、本来でしたら26年度末で一定の取りまとめ、総括ということになるんですけども、それにつきましても、まだ新園の開園についての利用状況は見えてこないということからも、今回、ダイヤ・ルートを改正した中で、この基準につきましては、従前の公共交通連携計画の評価基準につきましては、一定、27年度にも、その基準につきましては継続していくということで、その基準でもって27年度、一定の時期にまたこの公共交通の計画に基づきまして、コミュニティバスについては、検討していくということでございます。ちょっと、答弁になったかどうか。

○議長

馬本君。

○12番

そしたら、24日に御答弁された実施運行というのは、取り下げますという ことでよろしいか。なぜならばね、18日に議会運営委員会されてるわけです よ。ということは、できてるということや、補正予算。そうでしょう。議運に説明されたでしょう。僕は議運のメンバー違うから、傍聴をしておりましたよ、たしか18日ですね、2月の。議会運営委員会ですよ。この公共交通対策特別委員会は24日にあったんです、議会の、そうでしょう、24日にあったでしょう。ということは、もうその当時は試行ということで、18日にできてたと、24日に御答弁された実施運行やでということに変わってた、御答弁いただいた、27年度はね。ということで、今、今村課長、総務防災課長がおっしゃったように、評価基準はそのまま27年度へ継続しますよと、実質上は実施運行なんですよ。試行運行じゃないんですよ、ここら辺はちょっと、きちっとしてほしいですね。この文章には、ここには説明書の資料には試行運行と書いてるんですけども、これは繰越明許されますので、27年度予算になりますので、これ実施運行ということで、24日、御答弁されたような御答弁でよろしいんですか。その点、どうですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ちょっと答弁が、ややこしくて申しわけございません。この26年度の予算ということで試行運行、実質的にこれ全額繰り越しいたしますので、27年4月以降の実施ということになります。そういうことからいきますと、公共交通連携計画は26年度末で試行運行を終えるということでございますので、実質的にはただいま議員御指摘のように実施運行ということになろうかと思います。

○議 長

馬本君。

○12番

わかりました。実施運行で、それで結構でございます。そのかわり評価基準 はそのまま継続されるという認識でよろしいな。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

はい、ただいまの御質問のとおり、評価基準につきましては、27年度も従前の評価基準を継承するということで考えております。

○議長

馬本君。

○12番

そしたら、一つのあるルートでございますけども、27年度において評価基

準を平群町公共交通連携計画の中の大事な評価基準でございますので、27年度もその基準をもって一定の見解をお出しになるという認識で、まだこれからでございますけども、そのようにとらせていただいてよろしいですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

はい、ただいまの御質問のとおり、27年度につきましても、現在の評価基準でもって一定の評価をするということで考えております。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は、会議規則第39条の規定により、総務建設委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定 いたしました。

4時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時43分)

再 開 (午後 4時00分)

○議長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

日程第26 議案第22号 平成26年度平群町水道事業会計補正予算(第

1号) について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

〇上下水道課長

議案第22号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

県水ふえたということで、これで県水の比率はどうなるのか、その点だけ。

○議長

上下水道課長。

〇上下水道課長

配水流量で言いますと230万立方メートル余り、年間配水しますので、そのうち自己水が30万トン余り、昨年の決算で言いますと三十五、六万トンだったと思うんですが、12万2,000トン、さらに受水がふえますので、自己水で言いますと、二十数万トンにとどまると、1割ぐらいの自己水の割合になってしまうというふうに考えております。

○議長

ほかにございませんか。下中君。

○10番

藤城池原水のカビ臭ということでありますが、再々と言っていいのか、こういうことが発生しますが、実際、この池に対していかなる対策をもってこういう事態を防ごうとされているのか、その辺の対策についてどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

まず、カビ臭の原因ですが、藍藻類の発生、それによるカビ臭なんですが、 その藍藻類の発生の原因としましては、池そのものの富栄養化というふうに言 われております。この池につきましては、池の構造上、池底のヘドロの泥さら いとかするのは、非常に大変でございまして、なかなかこの原因を取り除くと いうことは難しいかなと思っております。

加えて、藤城池の原水を浄水する施設についても老朽化しておりますので、 再々御説明申し上げてます自己水浄水施設の継続そのものについてどうするか というところで考えていかないといけないのかなと。自己水については、一定 の時期に、これを県水に変えていくというようなことも必要じゃないかという ふうに考えております。

○議長

下中君。

○10番

今、課長のほうから答弁ありましたように、自己水の確保、また県水への切りかえ等も言われましたけれども、藤城池についてはかなり難しいということでありますが、椣原浄水場等の老朽化もありますが、今後とも、こういう部分についてはきっちりと対応していただくようにお願いをしたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。馬本君。

○12番

今、自己水を存続するかしないかという課長の御答弁もありますように、藤城池は非常に平群町の自己水自身が、やっぱり環境の影響でいろいろな、今まで起こってなかったカビ臭発生並びに、例えば西宮の井戸にしろ、しゅんせつを毎年と言わんばかりにせねばならないような状況にもなっております。県水のほうも、90円と、今おっしゃったように、一定の基準をクリアしたら90円で、あとは消費税別としてね、購入できるわけでございまして、私、一遍調べましたら100円そこそこ自己水がかかるような状況にもなっております。

そこで、金額は別としてね、僕は自己水の施設の安全性が本当に、僕はもっと真剣に考えないかん時期に来てるんちゃうかなと。椣原浄水場はもちろん無人でございますし、もしものことがあれば、大変なことにもなりますんで、それを今から自己水を施設整備し、並びに椣原の浄水場も施設を整備し、藤城池のしゅんせつ、泥のしゅんせつ云々、また藤城池の堤の関係、それと一定、5年間の水利権の関係の契約もありますんで、そこら辺を見据えて、課長ね、もうそろそろ議会に一定の計画を出していく時期に来てるんちゃうかなというふうに、この補正予算とは、ちょっとかけ離れた質問になるかもわかりませんけどもね、やっぱりそこら辺はその点どうでっしゃろ、もうそろそろその時期に来てるん違いますか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

馬本議員御指摘のとおり、従前からも水道ビジョン、あるいはアセットについて、今策定中でございます。この3月末を期日に、水道ビジョンの策定、アセットについては、完成するということで今実施しております。これについて

の御説明は当然議会でも必要かなというふうに考えております。ちょっと、3 月議会中、全て説明するというふうには間に合いませんで申しわけなかったんですが、アセットの中でも、議員御指摘の浄水設備の安全性ですね、セキュリティーの問題だとか、そういったことも含めて、あの施設をつくり直す、更新するということになりますと、やはり県水の受水と比較すると、かなり割高になるということは明らかになってきております。

よって、自己水については、これまでも確たる資料なく申し上げてきたのは 申しわけなかったんですが、やはり自己水を継続するというのは、水道の財政 上からも、非常に難しいなというふうに考えております。また、きちっとした ビジョンの成果ができましたら、適時議会のほうにも御報告、御説明申し上げ たいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第22号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第22号 平成26年度平群町水道事業 会計補正予算(第1号)については原案どおり可決することに決しました。

日程第27 議案第23号 平成26年度平群町下水道事業特別会計補正予 算(第2号)について を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第23号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山田君。

○ 9 番

1点だけ。ちょっとわからないんで整理したいんですけど、先ほどの一般会計の補正の中で、し尿処理が1,020トン減ったと、コミプラの分ですよね、そういう話があったんですね。ところが、それはまず理由がはっきり、そのとき聞いてなかったんですけど、予定していた光ケ丘、椿台、ローズタウン若葉台、若葉台で3,200トンの処理をつなぎ込みでするという予定になってたんですよね、3,200トン。それと通常が6,170トンで9,370トンの予算を組まれてたわけですよね。それが1,020トン少なくなったと。それの一方で、下水道の使用料がふえた。で、委託料がふえた。委託料については、ちょっと聞いたときには、予定よりも早くにつなぎ込みを、自治会等の話し合いで予定より早くにつなぎ込みを行ったと。そのことで委託料が多く入ってきたんで、早くつなぎ込んだんで、多く入ってきたんで委託料がふえて、下水道の使用料もふえたということが理解できるということは、これはコミプラは予定どおりくみ取ったけども、コミプラの予定の数量が少なかったという理解でいいんですか。

これは、今回下水の補正ですからね、それはそうなってくるということは、 要は予定どおりに光ケ丘と椿台とローズタウン若葉台、若葉台については廃止 して、全て下水道のつなぎ込みを予定どおりやったんですが、予定よりも早い 時期につなぎ込みをやったという理解ですか。

○議 長

上下水道課長。

〇上下水道課長

ちょっと、議員、光ケ丘とおっしゃってましたけど、椿台と若葉台とローズタウン若葉台です。これは、今年度接続する予定ではありました。おっしゃるとおり、その予定の時期が早まったことによって、使用料だとかの補正が生じたと。

それと、先ほどのし尿の処理量ですが、これは時期は早くなっても、中にたまってる量というのは、基本的に一緒なので、恐らく当初の容量の見積もりよりも、実際くみ取り量が減ったんだろうなというふうに考えます。恐らくそう

いうことだというふうに考えております。

○議長

山田君。

○ 9 番

上下水道課としては、予定どおりのつなぎ込みを進めていったのが、時期が早くなったという理解ですね。ただ、このことについては、光ケ丘も入ってます、26年度の予算の中には。そのことについては、またこれ、下水道なんで、また委員会のほうでもまたお聞きしたいと思います。

○議長

上下水道課長。

〇上下水道課長

公共下水の供用については、光ケ丘については、25年です。だから、ちょっとすみません、分野が違うんで、し尿の件については、光ケ丘の分が今年度、計上されてたかどうか、ちょっと私わからないんで、申しわけないんですが、 供用開始については、もう26年度以前に供用しております。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

公共下水道の接続に伴う集中浄化槽の件でございます。光ケ丘の分、確かに 当初予算では処理量としては600トン見込んで入っております。ただ、今回 の補正で少なくなったというのは、椿台と若葉台とローズタウン若葉台との3 カ所で、トータルで850キロリットルでございます。その分が、当初より8 50キロリットルが少なくなったということでございます。

以上です。

○議長

山田君。

○9 番

わかりました。見込みよりも少なくなったということと、それは別の話で、要は下水道については、先ほど言ったように、予定よりも早くなったんで、委託料が増加したのと、下水道の使用料が増加したという理解ですね。わかりました。ありがとうございました。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第23号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第23号 平成26年度平群町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については原案どおり可決することに決しました。

日程第28 議案第24号 平成26年度平群町介護保険特別会計補正予算 (第3号) について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第24号 提案理由説明

○議長

ここで時間延長を行います。午後7時、19時までといたします。

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第24号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第24号 平成26年度平群町介護保険特別会計補正予算(第3号)については原案どおり可決することに決しました。 日程第29 議案第25号 平成26年度平群町後期高齢者医療特別会計補 正予算(第1号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第25号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

二つほど聞きますけど、一つはね、620万円保険料がふえた、賦課決定によってということなんですけども、それはそれで、もちろん誤差は出ますからいいんですけれども、特徴と普徴の、この増減が結構大きい金額になると思うんですよ。それで、これは当然、当初予算立てるときに、新しく75歳になる人が出てきますから、当然それまでとは変更は出てくるんですが、要するに特徴がこんだけ減って、普徴が相当、当初の予定からいえば2割近くもふえてるというのはね、これはどういうことによるものなのか、もう少し詳しく説明していただきたいのと、もう1点は、人間ドックもふえてるんですが、これも5割以上ふえてるという、それだけ制度そのものがよく理解されるようになって、受けられる方がふえたというふうにも思うんですが、この辺も当初予定してたより、それだけふえるというのはね、何かしら理由があるのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

まず、1点目の特徴と普徴の割合がかなり違うじゃないかという話なんですけども、これにつきましては、当初、予算立てのときに、広域連合のほうから一定、こういうふうな形で、この金額で組んでくれということで指示がございまして、それをそのまま予算組みさせていただいていると。当然、広域連合の予算の内容とこちらが変わりましたら、やっぱりいけないということでやっております。ただ、実績から言いますと、25年度の決算見ますと、特徴の保険料が57%、普徴が43%、今回の補正で56%と44%ということで、そんなに大きくは変わってないんですね。この辺につきましては、今までもこういう形で広域連合の一定、指示どおりを予算組みしてきたということなんですけども、この辺のところ、今後ある程度また広域連合とも協議する中で、ちょっと考えていく必要もあるのかなというふうには感じております。

それから、人間ドックの増加なんですけども、25年度から金額を一定、増額したということで、そんなに25年度は効果はあらわれなかったんですけども、26年度に結構受ける方がおられたと。なかなか原因をどこにあるんだというのは、探りにくいんですけども、ただ、当然ここ何年間かやってますんで、国保である程度人間ドックをされてた方が、そのまま後期に移動してきはりますので、当然その辺の意識の高い方が、やっぱり移られてきて、ふえてきてるのかなというふうに、こちらのほうでは推測しております。

○議長

窪君。

○8 番

関連ですが、長寿医療人間ドックのここ数年の、利用件数の推移を教えてください。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

今持っております資料でいきますと、23年度が40件です。それから、24年度が57件、それから25年度が60件、そして今の補正で一応、見込みも合わせますと、26年度では110件という形になるということで、ちょっとここで大きくふえたということになります。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第25号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第25号 平成26年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については原案どおり可決することに決しました。

日程第30 議案第26号 平群町ふれあい交流センターの指定管理者の指 定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第26号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

ちょっとわからないんですけど、27年度予算で380万委託料が入ってる んですけども、これは継続だったんですか、ちょっと確認の意味で。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

27年度予算に入っております、ちょっとその、あれは、ですから継続では

ございません。今回初めて指定管理ということで、指定管理選定委員会の手続 を踏まえて、今回、議案として提出させていただいたところでございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

わかるんですけど、なぜ、選定委員会はわかるんですけども、社協になったのかという1点と、27年度の予算見ますと、建物の維持管理ですか、エネルギー費用ですね、そういうものまで含めて委託されてるように思うんですけども、そういうことも含めて、これ、ふれあい交流センターですか、それを委託することになってるんでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

介護保険、まず計画策定委員会の中で審議をいただきました。その資料については、さきに皆さん方にお配りをしておるところでございますが、その審議の経過の経緯の中で、第6期の介護保険事業を推進する、特に包括ケアの中で包括支援センターの取り組みが重要になってきます。それに際して、現状の直営の体制では非常に困難な部分があるということで、策定委員会でも、社協に対する包括支援センター業務の委託について承認をいただいたところでございます。

それを踏まえて、施設の管理のほうでもそうですが、ふれあい交流センターの設置条例を見ていただきますとわかるように、もろもろ、建物の管理をするということではございませんで、介護保険事業、特に介護予防事業について、施設として取り組みをするというふうになっておりますので、当然、包括支援センター業務を委託される社会福祉協議会が同時に管理をしていくことのほうがより効果的だということの判断に基づいて、非公募ということで選定委員会で確認をし、選定をいただいたところでございます。

それと、27年度予算で光熱水費も含めて一緒に入っているのかというのは、 指定管理でございますので、全て込みで幾らという話になってまいりました。 結果として、380万円の予算を計上しております。うち、130万は、もう 固定的に必要である光熱水費であったり、浄化槽清掃管理等の委託料等であり ますので、それ以外については人件費として計上しているのは250万円、合 わせて380万という内訳でございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

わからないんですけどね。業務の委託と施設の委託と意味合いがちょっと違うと思うんですよね。それと、今、光熱水費の費用とかいうのは、変動するわけでしょう。変動するわけでしょうと言うんです、そういうものは。一般的に言うと、ビルの管理なんかでも、そういうものは一応別の、そんなものを含めないと思うんですけども、垂れ流ししてても社協さんが負担するというのもおかしな話だと思うんですけどね。250万がそういう人件費で130万がそういうもろもろのランニングコストの費用だというんですけども、ちょっとその辺が一般的に言って理解できないんですけど、なぜそういうことになったんですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

先ほどの質問、関連しての質問であったので、数字上の内訳を説明させていただきましたが、本来的に言えば、27年度予算自身はまだ正式に提案まだされておりません。当然、予算審議の中で審議される課題であると思いますので、 改めてその段階で論議をいただきたいというふうに思います。

「それはおかしいわ」の声あり

○議長

休憩するか。

「誰も休憩言うてへんやん。手を挙げたはるやん」の声あり

○議長

森田君。

○ 4 番

おかしな話ですね。指定管理制度、ここに発注されるわけでしょう、業務を。 業務を発注されるわけでしょうと言うんですよ。

「施設や」の声あり

○ 4 番

施設を発注するわけでしょう。その業務が、なぜそういうものを、何と何と

入ってるということが、この議案と関係するんじゃないですか、課長。この業務を委託するわけでしょう。その業務委託の範囲を聞いてるわけです。たまたま、金額を言うただけであって、あなたがおっしゃったからですね。そうじゃなくて、そういうものを含める変動費まで含めるのはおかしいんじゃないかということを申し上げてるわけです。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

予算的に変動するもの、特に光熱水費についてここに計上してるという話なんですけども、おかしいですかね。かしのき荘なんかも含めて、指定管理の中では、年間これぐらいの光熱水費がかかるということの予想の中で契約をしておりますし、その期間内、基本的に1年ということではなしに、その期間については、毎年同額でということでさせていただいているところでございます。特に、大幅に変わるもの、備品等の故障、設備等の故障に伴って、大きな金額が発生する場合については、特段の契約に基づいて別途行政のほうで措置をするというふうに契約を結んでいるところでございますので、おかしいというふうに判断はしません。

○議長

森田君。

○ 4 番

私も、かしのき荘でも申し上げたと思うんで、以前ですね、ある意味、逆に言えばどんぶりじゃないですか。そんなわからない費用まで含めて契約するというのは、おかしいんじゃないか、これは意見として言うときます。一般のビルの管理でも、そんなものは一応別ですよ。答弁結構ですけど、申し上げておきます。

○議長

繁田君。

○11番

確定していない金額が、この380万円の中に入っているじゃないですかということなんですけどね、それはかしのき荘の委託の場合も、当初予算のときに明細を出してもらったら、一応見込みの数値が入ってて、委託金額というのが出されてるわけやから、それはそれでよしとするわけですけれども、ふれあい交流センターの管理を指定管理者として、社会福祉協議会を指定管理者として、ここの管理を委託するということ、その手法自体がね、私おかしいんじゃないかなというふうに思うんですよ。事業・業務については、今までいろいろ

質問もさせてもらいましたけど、委託するわけでしょう、地域包括支援センターの事業・業務を。当然、その中で介護予防のいろんな教室とか、事業というのは、されて当然なわけですよ、事業の委託の中に全部ひっくるめて委託料として入っているわけですから。

ただ、考え方は逆やと思うんですよ。平群町の町有の公有財産に社協の職員 さんが来て、そこで委託された業務をするわけやから、むしろ建物の使用料を 徴収すべき位置関係にあるんじゃないかと思うんですね、関係で言うたらね。

だから、それをわざわざですよ、人件費まで含めて、指定管理で管理をしてもらうという発想がよくわからないんですよ。この人件費というのは何なんですか。これは、有資格者のことを言ってるんですか。それとも、ただ単に管理するだけの人のことを指して人件費という措置をしてるんですか。そのあたりがよくわからないんですよ。唐突に、これが出てきてですね、もう4月1日から管理をさせるという、これはちょっと説明不足じゃないかと思うんですが、どういう理由でこういうふうになったんか、選定委員会か何かあるんだったら、その辺の記録も出していただきたいと思うし、当初予算で、まだこれ上程されてないから、あくまでも案の段階ですが、はっきり380万円という数字が委託料として入ってるわけですから、その明細、私あしたの総括のときに明細を出していただくべく事前にお願いもしていたんですけれども、それをちょっと出してもらえませんか。でないとよくわからない、この中身が。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

いろいろまたがった質問ということで頂戴しました。まず、明細については、 出させていただきます。当然、質問も含めてございましたので。

中身を委託するのであるから、一緒に器も含めて管理をしてもらったら、本 来いいのではないかというニュアンスでおっしゃったんですかね、ちょっと理 解できなかったんですが。

「逆や」の声あり

○議長

山口君。

○ 6 番

さっき、課長の答弁、1点間違ってて、策定委員会じゃなくて、25年度の 運営協員会、介護保険のね。そこで今、繁田議員、話出たように、業務を委託 すると、包括の。運営委員会ではそこまでの話ですよ。それも1年かけて、いろいろあって、3回ぐらい会議やりましたかね、その中で、事務局のほうでどうしてもということで、そういうふうになったわけですけれども、だから、それと今度のこれとは、建物のこととは別なわけですよ。業務を委託するのは、運営協議会のほうは、議会は別ですよ、運営協員会のほうはそういう話になったけども、だから、さっき、策定委員会とおっしゃったけど、策定委員会ではこんな話出てませんからね。包括のやつは、運営協議会でしょう、25年度のね。だから、そこはちょっと訂正してもらわなあかんのと、ほんで、今の繁田議員の質問であった、建物とあれと別やのに、何でこうなんねんという、何でそうしたんやというところをきちっと答えてもらわないと、こっちの議案はそれですからね。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

ちょっと、私勘違いでしたが、山口議員おっしゃるとおり、運営協議会であったのかもわかりません。それは訂正をさせていただきます。

包括支援センターの業務、それ自身を社会福祉協議会に委託をするということについての協議をいただきました。承認もいただいたところです。なぜ、器と建物が一緒になるのかという話なんですが……

「器と建物、一緒」の声あり

○福祉課長

これ、指定管理についての選定委員会でも非公募とする経緯の中で、包括支援センターの設置条例の中で、包括支援センターの本来の業務を遂行する内容と連動する取り組みを施設が同時にやるんですよと、ですから、どっちかがばらばらであったらできないということも含めてございますので、一緒の取り組みをしていくべきだというふうに考えておりまして、同一の組織に委託をしたいというふうに考えております。ただ、器については、町の今の条例で言いますと、指定管理という手続を踏まざるを得ないので、こういう手続をとらせていただいたところですけども、本来は器も、中での活動も一体やというふうに思っています、設置条例から言うと。

○議長

よろしいか。ほかにございませんか。繁田君。

○11番

資料出してくださるということだったんでね、その明細。それ、出してもらえますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

今ですか。出す用意はしております。

○議長

繁田君。

○11番

これ、今出してもらえへんかったら、この議案は即決の議案なんでね。だから、予算は予算とおっしゃるけれども、これ予算を伴うものやから、連動してるもんやから、切り離して、これはこれ、それはそれっていうわけにいかないんですよ。やっぱり、今の説明聞いてもよくわからないんですけど、そこで業務をやってもらうということと、建物を管理してもらうということは全く別やから、今でも、あそこの光熱水費というのは、多分民生費の中のどこかに入ってるんだと思うんですけどね。今までと同じような措置ができるはずなんですよね。それをわざわざ指定管理にして、380万円という予算を措置しなければならない理由がわからないから、だからまず明細を出してください。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

すみません、用意させていただきますので、ちょっと議長、申しわけございませんが、時間頂戴できますか。

○議長

何分。

○福祉課長

多分してると思うので、10分。

○議長

15分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 5時05分)

再 開 (午後 5時17分)

○議長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

福祉課長。

○福祉課長

貴重な時間を頂戴しました。一応、皆さんの机置きということで、ふれあい 交流センターの指定管理の費用の明細ということで資料をお配りをさせていた だきました。

○議長

ほかにございませんか。繁田君。

○11番

ここの職員給与負担金というのは何なのかなというのがよくわからないんで すよ。これは、どういう職員さんで、何のために、ここに配置をされるのかと いうのが、よくわからないんですが、どういうことでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

建物の指定管理と業務の委託という、こういう二つの分け方をするというのは、今の条例上はいたし方ないと思うんですが、施設管理するのに光熱水費あるいは清掃管理等の委託料だけを支払いをして、実質建物のあけ閉めも含めて管理をしていくものも含めて、当然、ふれあい交流センターの設置条例の中で、業務とは別に、施設としての事業というのが明記を5点されています。この事業を推進するということも含めて、人手なしですることはできません。しかし、より効率的にしていくためには、包括支援センター業務を委託を受けた社会福祉協議会のほうで、そのうち0.5人分の人件費を計上して、その建物の管理運営に当たるということで、予算計上させていただきました。

本来、これが一体のものであるのであれば、施設と管理ということで、指定管理と、あるいは業務の委託が一体のものであれば、改めてこの指定管理の明細の中に、それにかかわる 0.5 人分の人件費を計上することもなかったというふうに思いますが、これ、今の条例上いたし方ございませんので、こういう形で計上した次第でございます。

○議長

繁田君。

○11番

このふれあい交流センターでその事業をしなければならない必然性というの

はあるんですか。社会福祉協議会に委託をしても、別にふれあい交流センターでなくてもできるわけでしょう、業務は。だから、わざわざふれあい交流センターでやらなあかんというのがよくわからない、しかもこの指定管理という形をとってまでね。それは何でこういう形になるんですかね。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

現在、今、手元にふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例を持ってきています。建物自身、センター自身の設置及び管理に関する条例の中に、ふれあい交流センターは次の事業を行うものというふうに、実質的には中の包括支援センターの業務、要するに介護予防事業に連動する取り組みでありますし、隣接するかしのき荘における高齢者の皆さんに対する生きがい対策や、いろんな活動も含めて連動するというふうになっております。これ、別に建物管理の側がする必要ないと言えばそうなんですけど、条例上、今そうなっている以上、そうせざるを得ませんし、それと、私先ほど申しましたが、これは指定管理ということでなければ、建物も、中の業務も一体という形でやっていただくのが、当然同じことですから、本来だと思うんですが、現状ではそうはできませんので、あえて、無理無理分離をして、建物の管理運営については指定管理、業務については委託というふうにさせていただいた次第でございます。

○議長

山口君。

○ 6 番

じゃあ、これ指定管理しなかったら業務も委託できないんですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

業務、包括支援センター業務については、議員も御存じのように運協の中で 委託をすると言うたら、それは直接委託という行為でできます。指定管理につ いては、器のほうについては指定管理の対象となるというふうになっておりま すので、うちのほうもそういう手続をとらせていただいたところです。

それがいいかどうかというのは、条例上の判断ですので、どうしようもございません。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第26号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第26号 平群町ふれあい交流センター の指定管理者の指定については原案どおり可決することに決しました。

日程第31 同意第1号 副町長の選任に同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

同意第1号

副町長の選任に同意を求めることについて

平群町副町長に下記の者を選任したいから、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

平成27年3月4日提出平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良市菅原町260番地の6 氏 名 中島伊三郎 生年月日 昭和45年9月24日 以上でございます。

○議長

提案者の提出理由の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま朗読のありました同意第1号の副町長の選任に同意を求めることに ついて説明させていただきます。

ことし1月31日より3期目の町長に就任させていただいたところでございますが、山積する行政課題を強力に推進し、引き続き財政健全化を図るためには、優秀な補佐役が必要と考えております。現在の山中副町長が3月31日で任期満了となることから、奈良県行政で御活躍いただいておりました中島伊三郎さんを副町長として選任したいと考えております。

中島さんは、平成6年4月に奈良県職員として採用され、奈良県土地開発公 社京奈和自動車道用地事務所に配属され、その後、平成10年4月から福祉部 高齢福祉課、平成11年4月に福祉部高齢福祉課介護保険推進室、平成12年 4月に福祉部高齢福祉課介護保険室、平成13年4月に総務部人事課、平成1 9年4月から総務部総務課、平成22年4月から総務部総務課法務管理係長、 平成23年4月に総務部総務課法制執務係長、そして平成25年4月から県土 マネジメント部地域交通課リニア推進係長として在籍され、現在に至っており、 本年3月末に退職されます。

奈良県での行政経験も豊富であり、副町長として適任であると考えております。

議員の皆様の御同意をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

人事案件ですから、いろいろ言うことはないんですが、今、経歴、町長から 説明ありました。どんな方かは、もちろんわかりませんけれども、町長はよく 御存じなんでしょうけども、現在の山中副町長、それからその前は岩津副町長 でしたから、今、有能な、優秀なというような言い方されましたけども、町内 にも有能な人材はたくさんいらっしゃると思うんですけどね。私、平群生まれ の平群育ちの私としましては、基本的にはやっぱり町内でこれまで平群町の職 員として頑張ってきた人たちが副町長や、教育長、今、特別職は二つしかあり ませんけれども、そういう、今回なぜ県からなのか、その点、町長どういう考 えでそういう選任になったのか、その辺だけもう少し詳しく説明いただけます か。

○議長

町長。

○町 長

人事案件でございますので、なかなか難しい判断でございます。当然、庁内の課長級の職員が副町長に不適任だという思いは全くございません。そういったタイミングとか、いろいろございますんで、また県とのいろんなやりとりの中のこともございます。さまざまな観点からですね、4年間、山中さんにやっていただきまして、もうしばらくの間、県の職員にお願いしたいなと、こういうことでございます。

○議長

窪君。

○8 番

1点お尋ねしたいんですけれども、県から本当に来ていただいて感謝するんですけれども、任期は何年というものなんでしょうか。ちょっと、申しわけない、お尋ねしたいんですけれども。

○議長

町長。

○町 長

原則は4年かなというふうに思っております。

○議長

窪君。

○8 番

山中副町長がどうということじゃないんです。近隣見ましたら、大体2年というふうにお聞きしてる場合が多いので、ちょっと、再度確認させていただきましたが、以上で結構です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第1号について採決を行います。

本案については原案どおり副町長の選任に同意することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、同意第1号 副町長の選任に同意を求めることについては原案どおり選任に同意することに決定いたしました。

日程第32 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求め ることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

同意第2号

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員 大西 晃は、平成27年3月19日に任期満了することから、引き続き下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成27年3月4日提出平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 大阪府大阪市中央区農人橋1丁目1番29-2702

氏 名 大西 晃

生年月日 昭和19年3月13日

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま朗読のありましたように、同意第2号の固定資産評価審査委員会の 委員の選任に同意を求めることについて説明させていただきます。

固定資産評価審査委員会委員は、皆様御承知のように、地方税法第423条

に規定されているとおり、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を 審査決定するために設置された大変重要な機関であります。

現在、委員として御活躍いただいております大西 晃氏は、平成15年3月より御活躍いただいておりますが、今月に3年間の任期の満了が参るわけでございますが、引き続き平群町のため御活躍いただきたいと考え、提案させていただきます。

大西氏は、生駒市で大西 晃税理事務所を開設されております。このほか、 近畿税理士会奈良県支部連合会会長、また奈良納税協会相談役等を歴任されて おり、委員として最適であり、今後も御活躍いただけると考えておりますので 御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第2号について採決を行います。

本案について原案どおり固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の 選任に同意を求めることについては原案どおり選任に同意することに決定いた しました。

続きまして

日程第33 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める

ことについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法 第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

平成27年3月4日提出平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字下垣内108番地の8

氏 名 森田アイ子

生年月日 昭和27年2月24日

以上でございます。

○議長

町長の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま朗読のありました諮問第1号の人権擁護委員候補者の推せんに意見 を求めることについて、説明させていただきます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相 談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなど、 さまざまな活動を行っていただいております。

前任者が平成27年6月30日で任期満了となることから、新たに森田アイ 子氏を推薦したいので提案させていただきます。

森田アイ子氏は、長らく本町役場職員として御尽力いただき、平成24年3 月に定年退職されました。この間の勤務態度などから、人権擁護委員として適 任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見をい ただきますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長

お諮りします。

本件は適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「ちょっと待ってください」の声あり

○議長

髙幣君。

○7 番

ちょっと、これプライベートの話もありますけれども、履歴の概要をちょっと見て、私あれっと思ってるんですが、学歴、昭和46年3月郡山高校、職歴45年11月平群町役場と、これでよろしいんですか、ちょっとそこだけ。

「これでええ」の声あり

○7 番

ええのやったら、それでええけど。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんに つき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしまし た。

日程第34 請願第1号 町内すべての小中学校の普通教室にエアコン設置 と、トイレの改修を行い安心して学べる教育環境 の整備を求める請願書

を議題といたします。

請願文書表の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

平成27年第1回平群町議会定例会請願文書表

受理番号 第1号

受理年月日 平成27年2月17日

件名 町内すべての小中学校の普通教室にエアコン設置と、トイレの改修を 行い安心して学べる教育環境の整備を求める請願書

請願の要旨

要旨 町内小中学校の普通教室にエアコン設置と、トイレの改修で安心して学べる教育環境の整備を町として早急に取り組むこと。

理由 大規模改修が行われた旧・平群東小学校(現・平群小学校)は、すべての教室にエアコンが設置され、トイレも洋式化・乾式化となり、子ども達が学校生活を安心して送れる環境が整備されました。最近の異常気象により教室の温度は6月頃から9月頃までの間、35℃を超えるなど学習に集中できる環境にない状態となっています。子ども達からも「暑すぎて勉強に集中できない」という声があいつぎ、保護者からも熱中症の声が心配されています。

奈良県内の小中学校におけるエアコンの設置状況(普通教室)は、6.1% と近畿で最下位、全国平均の32.8%からも大きく遅れています。

文部科学省の示している「学校環境衛生の基準」によれば、「最も望ましい 温度は冬季で $18\sim20$ \mathbb{C} 、夏季では $25\sim28$ \mathbb{C} 」と定められており、エア コン設置の取り組みは急務だと考えます。

また、老朽化した学校トイレの改修を望む声も多く聞かれます。そこには、暗い・汚い・臭い・怖い・危険(衛生面・健康面)など、様々な問題を抱えています。学校のトイレで用が足せなくて、家まで我慢して帰る子が多いと聞きます。トイレを我慢することは、健康面でのトラブルや勉強に集中できない等の調査結果も出ています。

町内の小中学校の子ども達が、同じ教育環境の中で学ぶことが保障される取り組みを強く求めます。

請願者の住所及び氏名 生駒郡平群町西宮3丁目14-44-1 宮本 愛 生駒郡平群町福貴1049-110 島 晴美 生駒郡平群町春日丘1-3-11-1 神谷泰子

紹介議員 植田いずみ・森田 勝付託委員会 文教厚生委員会 以上でございます。

○議長

請願の趣旨説明について、紹介議員の説明を求めます。植田議員。

○ 5 番

今、局長のほうから朗読していただきました理由の中でも述べさせていただきましたが、旧・平群東小学校、現・平群小学校の大規模改修で全ての教室にエアコンが設置をされました。長らく暗い・汚い・臭い・危険など、さまざまな問題を抱えている学校トイレも洋式化・乾式化になり、子どもたちが安心して学校生活を送れると、環境整備がされています。7月や9月の初旬の教室の気温は32度、あるいは最高気温で36度を記録したという調査結果を報告している自治体もあるほどです。

文科省の学校教育環境衛生基準で示されている最も望ましい温度というのが

冬季で18度から20度、夏季で25度から28度と定められています。それをはるかに超える温度の中で学習に集中して取り組むことは非常に困難であり、近年もアトピーなどの子どもたちのアレルギーが広がる中、アレルギーを抱える子どもたちは、さらに皮膚の炎症によるかゆみ等も伴い、大変だという声もお聞きをしているところであります。

また、トイレの老朽化、和式中心の学校現場のトイレ事情は大変です。学校で用が足せない子どもたちは、家に変えれば真っ先にトイレに駆け込むという声もよく聞かれます。子どもたちが安心して学べる環境であるべき学校がそうなっていない実情であることは、憂慮すべき問題だと考えます。

また、学校施設は地域の避難所としての役割も担っていて、高齢者や障害者の方々にとっても、利用しやすい改善が求められています。整備がされた平群小学校では、子どもたちが安心して学校生活が送れるようになったと喜んでいるとの声をよく聞かれます。

このようなことから、町内の小・中学校に通う子どもたちが同じ教育環境の中で、学ぶことを保障していくためにも、町内全ての小・中学校の普通教室にエアコン設置をすること、またトイレの改修を求める請願、今回、賛同署名も現在601筆が提出をされています。町として、早急に取り組むことを求めるこの請願に御賛同をよろしくお願いいたします。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長

これより質疑に入ります。繁田君。

○11番

ちょっと、統計的なものがもしあればお出しいただきたいんですが、委員会付託になりますので、そのときでも結構なんですけれども、教室の温度が9月ごろから10月ごろまで35度を超えると、多分これ、湿度も高いということと連動すると思うんですが、実際に各小学校の各普通教室で、どれぐらいの温度・湿度になっているのかという実態を調査している結果があれば出していただきたいんですが、教育委員会のほうで把握をしておられるのか。あるいはまた、紹介議員のほうでそういうデータをお持ちであれば出していただきたいというのが1点。

それから、現実にですね、平群小学校のほうで、このエアコンがどのように使われているのかという実態ですね、それもわかれば教えていただきたいと思います。夏場、25度から28度、ですから25度に達するまでは、どういうふうに対応しておられるのか。冬場については、18度以下の場合はどういうふうに対応しておられるのか。その点は、多分今教育委員会のほうで把握して

おられると思うので、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

1点目の各学校での教室の温度等の状況の実態調査というのは、ちょっとその辺持ってるかどうかの確認もしたんですけども、学校のほうでは、それぞれの部屋で、温度計、湿度計はあるんですけども、それをきちっと記録して管理してるというふうなことはないというふうに聞いてますんで、そういう数字上のデータというのは持っておりませんので、それは提出できないというふうに思います。

それと、平群小学校のエアコン使用についての利用実態、活用実態ですけども、冷房につきましては、6月から9月の間ということで、管理をきちっと徹底してやっていただくようにということで、室内温度については28度以上、室内湿度については55%以上の場合ということで、設定温度は28度、それから子どもたちに直接冷風が当たらないような配慮、扇風機等を併用してますんで。それから、エアコンのオン・オフについては、子どもがしないと、教師が行うということ。それから、当然ではありますけども、休み時間とか、他教室での授業時については、スイッチをオフにしてというふうな形で夏場の活用についてはしていると。

冬場の一応取り決めとしましては、12月から3月の間ということで決めています。室内温度については、17度以下の場合ということに限定して、設定温度については20度。オン・オフ、スイッチの取り扱いについては、冷房と同様に教師が行うということ。それから、休み時間とか他教室への授業時については、当然オフ。それから、部屋を使用する前に暖房をオンにし、終了する前に切ると、そういった形で、一応、校内で利用ルールを決めて活用してもらってるというふうなのが実態です。

○議 長

繁田君。

○11番

平群小学校については、26年度、今年度の夏・冬、稼働させておられると思うんですが、その辺の稼働実態というのも御存じでしょうか。例えば、7月から9月の間に、何日エアコンを稼働させたかというふうなことも、もしわかれば教えていただきたいんですが、今、出なければ委員会のときでも結構です。それと、全部の普通教室ということになりますと、全部の普通教室というの

は何室あって、そこに全てエアコンをつけようとすると、どれぐらいの予算が

かかるのかというのも、委員会で結構ですので、数字を上げていただきたいと 思いますので、よろしくお願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

実際に稼働した日なんかを、きちっと記録してるかどうかについては、ちょっと学校のほうにも再度確認したいというふうに思います。あれば、またお示しさせていただきたいと思います。

それから、全教室を仮にエアコンにする場合、どの程度の費用がかかってくるのかというふうなことについては、試算になると思いますけども、委員会のときに御報告させていただきたいと思います。

○議長

井戸君。

○ 1 番

同じく資料請求で、概算で結構ですので、このトイレのほうも、本当に導入 するとなれば、どの程度かかるのかもお願いします。

○議長

窪君。

○8 番

特別教室ですね、音楽室とか、今回、図書室も補正予算で組んでいただいてますが、特別教室、各学校、何部屋あって、そして全て設置されてるのか、設置数も資料で出していただきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

どういうトイレをどういうふうに、給水・排水の関係とかもありますので、 これはちょっと難しいかなと、試算を、もし何らかの形で、検討できるような ものができればということで、ちょっと申しわけありません、お願いします。 ちょっと、よう出せないかもわかりません。

それから、特別教室云々の実態、今現在の学校の導入実態ですね、それについては持ってますんで、また提出させていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、請願第1号は文教厚生委員会に付託すること に決しました。

日程第35 発議第1号 平群町議会委員会条例の一部を改正する条例につ いて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

発議第1号

平群町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成27年3月4日 提出者 山 田 仁 樹 賛成者 繁 田 智 子

平群町議会委員会条例の一部を改正する条例

平群町議会委員会条例(平成3年12月平群町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。 附則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有する。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由の説明を求めます。山田君。

○9 番

ただいま、事務局長のほうから議案の朗読をしていただきました。私のほうからは、趣旨説明をさせていただきます。

今回、提案をさせていただいた委員会条例の改正は、第186回通常国会で教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と、あわせて地方自治法第121条が改正されたことから、平群町議会委員会条例を改正するものです。

内容としましては、第19条、出席説明の要求で、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長と改めるものです。

皆様方の御理解と御賛同をいただきますようお願いを申し上げます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第1号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第1号 平群町議会委員会条例の一部を 改正する条例については原案どおり可決されました。 6時10分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 5時53分)

再 開 (午後 6時10分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

時間延長を行います。8時までとします。

続きまして

日程第36 議案第27号 平成27年度平群町一般会計予算について

日程第37 議案第28号 平成27年度平群町住宅新築資金等貸付事業特 別会計予算について

日程第38 議案第29号 平成27年度平群町国民健康保険特別会計予算 について

日程第39 議案第30号 平成27年度平群町水道事業会計予算について

日程第40 議案第31号 平成27年度平群町下水道事業特別会計予算について

日程第41 議案第32号 平成27年度平群町農業集落排水事業特別会計 予算について

日程第42 議案第33号 平成27年度平群町学校給食費特別会計予算について

日程第43 議案第34号 平成27年度平群町介護保険特別会計予算について

日程第44 議案第35号 平成27年度平群町奨学資金貸付事業特別会計 予算について

日程第45 議案第36号 平成27年度平群町後期高齢者医療特別会計予 算について

以上10件を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

初めに、町長から平成27年度予算の説明を求めます。町長。

○町 長

本日、平成27年3月第1回平群町議会に、平成27年度平群町一般会計及び特別会計の予算案を提案して、町議会での審議をお願いするに当たり、予算

の概要を申し上げ、議員各位を初め、住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成27年度国の当初予算の閣議決定によりますと、強い経済は国力の源泉であるとの考え方のもと、経済の好循環を確かなものとし、全国津々浦々まで景気回復の実感を行き渡らせ、特に、若者が将来に夢や希望を持つことができる魅力あふれるまちづくり・ひとづくり・しごとづくりを進めることができるよう、元気で豊かな地方の創生に全力を挙げるとしています。

また、強い経済の実現による税収の増加などと、聖域なき歳出削減を一層加速させ、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の進展に寄与するという好循環をつくり出すことを確実とするため、これまでの財政健全化の旗をおろすことなく、国と地方を合わせた基礎的財政収支を平成32年度までに黒字化するという目標を堅持し、特に新しい日本のための優先課題推進枠において、経済成長を促す施策に予算の重点化を図るとされています。

その中で、地方財政対策に関しては、地方の一般財源総額が前年度の水準から1.2兆円増額され、そのうち地方創生に必要な歳出経費が1.0兆円計上されています。このことは、地方公共団体が今後ますます自主性、主体性を最大限に発揮して、地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策の展開が図れるよう措置されたものであり、本町においても、へぐり創生への取り組みを確実に実施し、第5次総合計画に掲げる町の将来像実現に向け、各施策を展開していく必要があります。

こうした状況を背景に、本町の平成27年度当初予算については、これまでの行財政改革の取り組みを継続しつつ、国の補正予算を積極的に活用し、平成26年度3月補正予算と一体で切れ目のない予算とし、地方創生に向けた取り組みや、緊急的に地方消費を喚起する取り組みなど、へぐり創生に向けた(仮称)平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略の先行的な取り組みを展開する予算編成となっております。

地方創生の推進に向けては、①本町にしごとをつくり、安心して働けるようにする、②本町への新しいひとの流れをつくる、③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するといった四つの基本目標に立って、誰もが安心して暮らすことができ、地域に誇りと愛着が持て、魅力のあるまちづくり実現のための施策に取り組んでまいります。

このことは、平群町第5次総合計画のまちづくりの戦略である九つの基本戦略や人口対策と方向性を一にするものであり、既に実施している施策と合わせ、まちづくりの主役となる住民の皆様との協働を基調とした、将来に向け、住民

の皆様に最善と考えられる予算編成を行いました。

以下、総合計画に位置づけた活気ある魅力的なまちづくりのために取り組むべき重点事業を中心に、各戦略を順次御説明いたします。

「子育てと教育」の戦略として、人間力を育む環境づくりを目指し、子どもの医療費の高校1年生までの無料化拡充を引き続き実施し、本年4月より開園のゆめさとこども園、はなさとこども園で幼保一体化による就学前教育の充実や各小学校における子ども読書活動の推進、また学校施設における教育環境の整備に努めてまいります。

「住みよさ」の戦略として、安全・安心で、高齢者も生き生きと暮らせる便利な暮らしの創造に向け、平群駅周辺整備事業や公共下水道事業、国道168号線バイパス沿いの活性化など、これまで取り組んできた各事業については、引き続き推進し、定住化を促進するための住宅取得者に対する助成制度の実施、空き家対策についても引き続き取り組んでまいります。

また、「健康づくり」では、健康長寿奈良県1番を目指し、健康診査・疾病 予防事業などの充実、スポーツ活動等の健康づくりの事業について取り組んで まいります。

「産業」の戦略として、地域支援を生かした活力ある町を目指して、企業誘致による新たなまちづくりの推進を図り、基幹産業である農業の基盤強化を図り、地域産業活性化への取り組みを推進します。

「観光」「発信」の戦略として、新しい観光づくりと地域の魅力を効果的に発信するツールづくりとして、"へぐり"ならではの自然・歴史などの資源を適切に保全し、これらを生かした観光開発を行います。

また、地域が誇れる一定の基準を満たしたよいものを平群ブランドとして認 定し、発信してまいります。

また、人口流出や人口減少克服の対策として、①住まいの場の確保(住宅の流通、定住化の促進)、②安心の子育て、確かな教育(子育て支援策、教育環境の充実)、③安全・安心の暮らし(安全・安心で利便性の高い住環境の整備)、④活気のある働く場所(雇用、労働、産業の場の創出)、⑤"へぐり"ならではの豊かな暮らし(平群の特性を生かした魅力的な暮らしの創造、発信)を人口対策の柱として位置づけ、各事業を展開してまいります。

これらの施策については、平群町が未来に向かって大きく発展し、町民の一人一人が将来に希望を持てるような予算となるよう、厳しい財政状況の中ではありますが、最大限の努力を傾注したところであります。

その結果、一般会計予算案の規模は73億6,500万円であり、前年度から8億2,500万円の増額となっています。

また、特別会計の合計は57億8,755万8,000円となっています。 以下、新年度予算につきまして、一般会計から主要施策などについての概要 を説明申し上げます。

まず、地方創生に向けた取り組みとして、平群町における人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた(仮称)平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定してまいります。

人事につきましては、多くの退職者が発生する状況が続いた中、平成26年度に引き続き、平成27年度においても9名の新規職員の採用を予定しています。

また、新財政健全化計画に基づき、町長40%、副町長35%、教育長2 5%の特別職給与の減額を引き続き実施します。

人材育成につきましては、人事考課制度について、平成22年度から平成2 5年度まで管理職に対する試行実施を重ね、平成26年度より引き続き管理職 に対して本格実施を、また管理職以外は試行実施を行ってまいります。

また、職員研修として、引き続きアカデミー研修やJIAM研修を中心に職員を派遣するとともに、町主催や奈良県主催の研修にも積極的に職員を派遣し、職員のスキルアップを図ります。

広報・広聴業務の推進につきましては、行政と住民との協働のまちづくりを 推進していく上で、広報やホームページは行政と住民を結びつける重要な手法 であり、新たにフェイスブックを活用し、積極的に町内外に行政情報を発信し ています。引き続き、住民の皆様に速やかに的確な情報を発信すべく、より一 層の充実を図ってまいります。

各種相談業務につきましては、住民の皆様の多様なニーズや要望にお応えするため、法律相談、行政相談、人権相談、消費生活相談などの各種相談業務を引き続き実施します。

公有地の管理につきましては、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。 また、遊休財産については可能な限り事業化に努める一方、民間売却等も積極 的に行い、財政負担を少しでも軽減できるよう取り組んでまいります。

公共施設などの建築物の管理につきましては、維持管理に必要な所要額を確保しております。また、老朽化した公共施設などについては、公共施設等総合管理計画の策定を前提に、財務諸表の作成や固定資産台帳の整備など、新公会計制度の導入に向けた取り組みを進めてまいります。

防犯対策事業につきましては、消費電力の削減を図るため、町管理及び自治会管理の防犯灯を早期にLED灯への切りかえ完了を目指し、取り組みを進め

てまいります。

防災対策につきましては、遊休地の利活用の観点からも、先行取得した用地 を活用して実施する事業として、総合スポーツセンターにおける防災機能を強 化し、防災拠点施設の基盤整備を図ってまいります。

電子自治体の推進に関しましては、情報システムのクラウド化と庁内システムの仮想化集約を進めることにより、コストを抑制しながら、災害時にも業務継続可能な情報システムを構築してまいります。

徴税事務につきましては、平成27年4月より、これまでの町税の納付方法に加えて、コンビニエンスストア、ペイジーでの収納を開始します。納付環境の整備に加え、納税者の利便性の向上を図り、あわせて公金収納業務の合理化に努めてまいります。

住民戸籍事務につきましては、住基ネット並びに戸籍情報の適正な管理と迅速な対応を図るため、各システムの整備に要する予算を計上しています。

福祉施策につきましては、高齢化社会が進行する中、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、高齢者が要介護状態にならないよう、健康で生き生きとした自立生活が送り続けられるための介護予防事業の実施に努めます。また、生活の支援、心身機能の維持向上を図るための支援策の実施に努めます。

障がい者福祉の推進については、障害者基本法、及び障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律の理念にのっとり、障がい者などが基 本的人権を享有する個人として、地域で安心して暮らすことのできる町を目指 すため、行政窓口に手話通訳士の設置を行うなど、障がい者等に対し必要なサ ービスを提供できるように努めます。

また、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者に対し、福祉医療同様の助成を引き続き実施します。

児童福祉の施策では、今年度からはなさとこども園とゆめさとこども園の両園を子ども・子育て新制度に基づく幼保連携型認定こども園として開設します。 これまでの経験を基礎に、より質の高い就学前保育・教育を目指します。

また、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施と周知を図り、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、児童手当を支給します。

子育て支援センターでは、子育て支援サービスや子育でボランティアの育成 についても引き続き取り組んでまいります。

福祉医療事業では、乳幼児等医療を子ども等医療に変更し、対象年齢を小学生から高校1年生に引き上げ、医療費も入院だけではなく通院も含めた無料化を引き続き実施することにより、子育て世代の支援を推進してまいります。

健康づくりの推進につきましては、第2次健康へぐり21計画に基づき、全

ての住民が健康的な日常生活を営むことができるよう、生活習慣病や介護予防など、各世代を対象とした予防、検(健)診、相談、指導について積極的に取り組んでまいります。

少子化対策としまして、妊婦健康診査費用の公費助成を今年度も14回とし、 母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図っていきます。また、出生し た赤ちゃんに絵本を配布し、絵本を通じて親子のコミュニケーションを促すブ ックスタート事業も引き続き実施します。妊産婦や新生児の家庭訪問を通じて 育児不安を軽減するため、子育て支援についても積極的に取り組みます。

疾病予防事業では、昨年10月より水痘、高齢者の肺炎球菌ワクチンが定期接種となり、対象者はもちろんのこと、高齢者肺炎球菌ワクチンの任意接種者についても、引き続き助成実施してまいります。

人権対策につきましては、「人は等しい」をテーマに、本年度も7月の「差別をなくす強調月間」を中心に、各種啓発活動を予定しています。のぼりの設置や児童の絵画展示を行うとともに、人権擁護委員とも連携した活動を予定しています。また、町民集会を開催し、命の大切さと人権の重要性を訴えてまいります。

平和啓発につきましては、各種団体の協力を得ながら、住民主導での実行委員会形式で実施する「平群平和のための戦争展」の開催を8月に予定しています。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女が社会の中で対等なパートナーとして参画できる社会の構築のため、本年度も研修会や講演会を開催する予定であります。また、新たに策定しました第2次平群町男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施します。

環境衛生事業では、空き地の雑草除去の指導や不法投棄・野焼きの防止対策 を進める一方、資源循環型社会形成の目的から、平成24年度から実施したペットボトルや廃プラ等資源ごみのステーションでの定期的な回収を引き続き実施します。また、ごみ出し困難な方を対象にふれあい収集を実施しています。

生ごみ処理容器の設置補助や有価物の集団回収への助成も引き続き行い、可燃ごみ有料指定袋制により、さらなる減量化に向けた取り組みを進めてまいります。そのほか、河川の汚濁防止を図るため、廃食油の回収や合併浄化槽設置に係る補助金助成を行うなど、環境の保全にも努めてまいります。

また、平群町リサイクルセンターについては、平成26年度より4年間の指定管理者を公益財団法人平群町シルバー人材センターに指定することとし、引き続き施設の適正な運営管理に努めます。

清掃センターの運営につきましては、ごみを衛生的に効率よく処理できるよ

う分別収集の促進を図り、ごみ減量化を図る一方、焼却設備については運転業 務の委託を行って、ごみ処理費用の縮減を図ります。

農林業の振興につきましては、農業の担い手に対する経営安定のための新規 就農者支援事業並びに農林業への被害軽減のため、有害鳥獣駆除事業は引き続 き実施してまいります。

平成27年度より法整備化された日本型直接支払制度事業による農業・農村 の有する多面的機能の維持・発揮のため、営農活動に対し支援を行います。

また、産地競争力の強化につなげるため、花卉集出荷施設の改善整備に対する強い農業づくり交付金事業を実施します。

商工業の振興につきましては、町内中小企業の事業資金の円滑化を図るため、 中小企業小口融資制度を引き続き実施してまいります。

消費者行政につきましては、消費者の利益の擁護及び増進に資するため、今後も消費生活相談窓口を開設し、適切な助言、情報提供を行うとともに、生駒郡4町で連携をとりながら、相談に対応できる窓口体制の強化を図り、消費者トラブルの回避を推進してまいります。

観光行政につきましては、平群ブランドの取り組みを強化し、町の魅力を最大限に活用するとともに、平群ブランド、へぐり時代祭り開催による観光PRを図ってまいります。また、大門ダム周辺整備計画に伴う信貴山園地整備工事を行い、観光拠点づくりの推進を図り、さらなる集客につなげてまいります。

道路整備につきましては、町内道路の改良、維持補修費等に所要額を計上しています。社会資本整備総合交付金の補助採択を受けて、継続的に実施している橋梁補修や主要路線の歩道整備並びに舗装工事等を予定しており、通学路の安全対策や維持管理に伴う費用、さらには春と秋の環境愛護デーの実施や各大字・自治会への草刈り手数料を計上しています。

都市計画につきましては、既存木造住宅耐震診断に伴う委託料や耐震改修に 伴う補助金を計上しています。

平群駅西土地区画整理事業につきましては、引き続き造成工事費及び移転補 償費に係る基本事業費分の町負担金及び都市再生区画整理事業費を予算計上し ています。

住宅管理につきましては、社会資本整備総合交付金の採択を受けて、町営住 宅、改良住宅のベランダ防水工事や浴室設置工事の費用を計上しています。

公園管理につきましては、中央公園、北公園の運営管理については、平成26年度より4年間の指定管理者を公益財団法人平群町地域振興センターに指定することとし、引き続き公園施設の適正な運営管理に努めます。また、公園遊具の保守点検に伴う費用を計上しています。

消防・防災力の強化につきましては、大規模災害に備え、自主防災連絡協議会を中心に、地域防災に関係する各種団体の連携強化を図るとともに、引き続き自主防災組織づくりの拡充に努めます。また、関連して緊急メール配信システム運用のための予算措置を行い、防災に加えて防犯にも役立ててまいります。消防施設の充実につきましては、住民の生命・財産を守る消防施設の充実強化として、地域の消防施設整備に対する補助を行います。

教育環境の整備充実につきましては、平群小学校体育館の耐震補強改修工事 と大規模改造工事を実施し、魅力ある教育環境の整備を図ります。

文化、学習の振興につきましては、国庫補助事業として、椿井城の南郭群の部分的な発掘調査を計画しています。また、従来からの施策であります生涯学習事業として、公民館教室や友遊教室、家庭教育学級と題して、各種教養講座を開催します。特に、友遊教室においては、県外自治体との連携による都市間交流を含めた体験学習教室の開催を検討しています。

あすのす平群につきましては、図書館機能の充実を図る一方、学校図書館の 支援、子ども読書活動推進を目的とした図書館司書の配置を進めてまいります。 あわせて平群の観光、文化の拠点として積極的に情報発信を行ってまいりま す。

教育支援活動促進事業につきましては、学校・地域パートナーシップ事業において、学校支援のボランティア活動のさらなる拡充を図り、放課後子ども教室事業の充実を図ります。

体育振興につきましては、各種スポーツ大会の開催、生涯スポーツの普及推進、総合型地域スポーツクラブ「くまがしクラブ」の育成支援を行います。また、体育施設の運営管理については、平成26年度より4年間の指定管理者を公益財団法人平群町地域振興センターに指定することとし、引き続き体育施設の適正な運営管理に努めます。

また、今年度より生駒市とのスポーツ施設の利用連携サービスをスタートさせます。

次に、各特別会計について御説明申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、3,347万円となって おります。本事業の貸し付けにつきましては、平成8年度をもって終了してお りますが、貸付償還に要する経費を計上しております。今後も、貸し付け回収 業務により一層の努力をしてまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、30億400万円となっております。 健康長寿のための特定健康診査受診率の向上を目指し、昨年に引き続き特定健 康診査受診者並びに人間ドック結果返却者への商品券の配布を行っております。 総合健診事業では、1会計年度で2区分まで受診可能としております。また、 平成26年度に引き続き、国民健康保険加入者へのがん検診の啓発にあわせ、 眼底検査の実施、糖尿病等治療促進事業、糖尿病等起因歯周病対策事業等を実施し、病気の早期発見、医療費の抑制を図っております。あわせて、医療費と なる療養諸費、後期高齢者支援金、第2号被保険者に係る介護納付金、高額医療費共同事業拠出金等も計上しています。

下水道事業特別会計につきましては、6億1,397万円となっております。本事業は、平群町流域関連公共下水道として平成3年度に事業認可を受け、平成4年度より事業着手し、平成18年度に一部供用を開始しております。平成27年度は、下水道管理費において下水道施設の適切な維持管理を実施し、平成26年度に引き続き公営企業化に向けた準備を進めていくとともに、下水道建設費においては、公共下水道事業として、集中浄化槽区域である緑ケ丘の供用開始に向けた取り組みを行うとともに、吉新地区、国道168号線バイパス沿いなどの管渠整備を実施します。流域下水道事業として、浄化センター及び幹線管渠の施設整備等を流域下水道事業負担金として計上しております。引き続き、生活環境の向上、河川等公共用水域の水質改善の観点から、普及促進を図ってまいります。

農業集落排水事業特別会計につきましては、3,984万円となっております。本事業は、平成9年度に事業着手し、平成18年度に供用を開始いたしました。平成27年度につきましては、施設管理費において、集落排水の適切な維持管理を実施するとともに、施設整備費においては、公共ます設置工事等と農集下水道事業債管理基金の積み立てを実施します。今後も農村集落の生活環境の改善を図り、活力ある農村社会の形成、あわせて公共用水域の水質保全の観点から、水洗化の促進を図ってまいります。

学校給食費特別会計につきましては、6,717万5,000円となっております。事業費は、学校給食実施に係る給食食材費用を計上しています。平成27年度も引き続き、安全でおいしい給食を提供するため、地元産の新鮮な野菜を取り入れながら、食材の選定を徹底することで児童・生徒の健全な発達を図ってまいります。

介護保険特別会計につきましては、介護保険制度は、第6期計画(平成27年度から29年度)に基づき、「人・心・地域 つながる福祉を奏でるまちへぐり」を基本理念に、引き続き推進してまいります。保険事業勘定で、17億736万9,000円を計上しています。保険給付費では要支援・要介護者に対するサービス費等を計上し、地域支援事業費では介護予防事業や、包括的支援事業費(地域包括支援センター事業委託含む)、任意事業費を計上し、地

域包括ケアシステムの構築を目指し取り組んでまいります。

奨学資金貸付事業特別会計につきましては、101万3,000円となって おります。奨学金の貸し付けを行うことで就学機会の確保を図るとともに、有 能な人材育成も目標に引き続き行ってまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、3億2,072万1,000円となっております。後期高齢者医療制度における後期高齢者医療広域連合負担金に係る事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金及び事務経費を計上しております。

続いて、水道事業会計についてでありますが、業務の予定量として、給水件数7,740件、年間総配水量227万立米、1日平均給水量6,219立米、年間有収水量204万3,000立米であります。主要な建設改良事業を1億5,874万6,000円と定め、それぞれ事業を実施するものであります。

まず、収益的収支のうち水道事業収益では、水道使用料、給水工事負担金、 さらに一般会計からの補助金などを見込み、その収益総額は5億2,277万 2,000円であります。これに対して水道事業費用では、県営水道の受水費 を初め、各浄水場などの動力費及び維持管理費、修繕費、有収率向上を図るため、漏水調査委託料、そして建物、構築物、機械装置などの固定資産減価償却費、企業債の支払い利息及び職員の人件費などの義務的経費等で、費用総額は 5億1,024万6,000円となります。

次に、資本的収支のうち、資本的収入については、工事負担金を措置し、収入総額は5,425万7,000円であります。一方、資本的支出については、原水浄水設備費、配水給水設備費などの建設改良費及び企業債の償還金で、1億7,830万5,000円となります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億2,404万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,671万2,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額733万6,000円にて補塡することとしました。

水道水は住民生活にとって必要不可欠なものであり、清浄にして豊富で、しかも安全で安定した飲料水の供給により、快適な生活を営めるよう事業の運営を図ってまいります。

以上、平成27年度における主な施策を中心に御説明申し上げましたが、これら諸施策の推進に当たりましては、万全の注意を払い、効率的な執行を心がけたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後も御指導、御支援をお願い申し上げますと ともに、厳しい財政事情の中で編成を行いました平成27年度予算につきまし て、深い御理解を賜っての御審議をお願いして、原案どおり議決、承認賜りま すよう切にお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議 長

ありがとうございました。

お諮りします。

本案については、あす改めて本会議、新年度予算総括審議を開催いたします ので、本日の会議はこれで延会したいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決定しました。 本日はこれで延会します。

(ブー)

延 会 (午後 6時45分)